

令和8年度版 金山町主要施策集

まちづくり ノート

Town Planning Note 2026



山形県金山町
KANEYAMA TOWN

令和8年度まちづくりノート もくじ

▼総務課

P 1～2

地区交付金制度、公文書公開事業、フロントヤード改革整備事業、行政情報ナビ管理事業(防災情報配信システム)、消防演習等の実施、消防団管理運営事業、消防施設整備事業、地域防災活動用施設設備整備事業、総合防災訓練の実施、地域防災体制の整備

▼まちづくり課

P 3～7

広報・広聴活動、シティプロモーション事業、デジタル化推進事業、ふるさと寄附(ふるさと納税制度)事業、東北農林専門職大学学生支援事業、地域おこし協力隊活動支援事業、移住定住促進事業、やまがたハッピーサポートセンター登録支援事業、結婚新生活支援事業補助金、かねやま清い心の町創造事業、昭和レトロ館運営事業、指定統計調査、商工業の活性化対策事業(プレミアム商品券発行支援・新商品開発等支援・小規模事業者支援)、常用労働者雇用奨励事業、新規学卒者雇用奨励事業、資格取得支援事業、交流推進事業(交流PR活動・関係人口創出事業・神室山登山道の整備・町観光協会の支援)、空き家対策事業(空き家に係る修景形成助成金・空き家等購入費補助金・空き家バンク管理業務委託)、除雪体制の強化、町道除雪機械購入事業、除雪機購入費補助事業、町道の維持管理事業及び新設・改良等事業、流雪溝の整備、金山町中央公園整備事業(地域振興施設)、街並み(景観)づくり100年運動の推進(街並み景観助成金・金山大工・職人研修事業補助金・景観審議会、金山町住宅建築コンクール等の開催)、金山町住宅関係総合支援事業(住宅リフォーム総合支援事業・「やまがたの木」活用住宅奨励事業)、フラワーコネクションプロジェクト事業、金山町景観アクションプログラム、まちづくり課で申請が必要な事業(町単独事業)

▼農林課・農業委員会

P 8～11

経済活性化対策ほ場整備・農業用施設整備・水田畑地化事業、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、有害鳥獣対策事業、経営所得安定対策等推進事業、農業担い手支援事業、農地利用効率化等支援交付金、畜産振興、園芸農業育成支援事業・まめづくり事業、地産地消推進事業、農業用使用済プラスチック適正処理事業、認定農業者支援事業、農業機械・施設導入支援事業費補助金、水産増殖・親水景観対策事業、みどり環境交付金事業、木質バイオマス利用拡大支援事業、農業委員会、農林課・農業委員会関連で申請が必要な事業(町単独事業)、令和8年度農地賃借料情報(水田)、令和8年度金山町標準賃金情報

▼生活環境課

P 12～13

良質で安定した水道水の提供、公共下水道事業の運営、農業集落排水事業の運営、合併処理浄化槽設置整備事業、合併処理浄化槽維持管理費補助事業、公的住宅の適正管理、環境マネジメントの構築、廃棄物適正処理の推進、不法投棄及び違法焼却の防止、猫の去勢・避妊手術費用助成事業、健全な地域社会の育成、交通安全の推進、消費者意識の高揚と被害防止、町営バス運行管理事業

▼町民税務課

P 14～25

各種届出(住民登録・戸籍関係)、印鑑登録・印鑑証明、マイナンバーカード、軽自動車税、住民税・森林環境税、国民健康保険料、固定資産税・都市計画税、町税の納期と納付方法

▼健康福祉課

P 26～34

安心して子どもを産み育てやすい環境づくり、健康長寿・健康づくりの推進、感染症の対策の充実、子育てを地域社会全体で理解し支えあう環境づくり、子育て支援事業、高齢者福祉サービスの充実、障がい者の自立支援とノーマライゼーションの推進、国民健康保険事業、介護保険事業、地域包括支援センター事業、後期高齢者医療保険事業、健康づくり・医療支援制度の要点、各種福祉制度の要点、国民年金制度

▼教学課

P 35～37

中高一貫教育実践事業、小中学校特別支援教育推進事業、学力向上対策事業、小中学校就学指導及び就学援助事業、小中学校ICT教育環境整備事業、新庄神室産業高等学校金山校魅力化推進事業、学校・家庭・地域の連携協働推進事業、青少年健全育成活動事業、ボランティア活動支援事業、生涯活躍推進事業「寿大学」、歴史的財産の保全・活用事業、公民館大会・生涯学習推進大会の実施事業、芸術文化振興事業、スポーツ推進委員活動推進事業、金山健康ふれあいスポーツクラブ支援事業、クロスカントリースキー強化事業、体育施設等管理運営事業、学校給食共同調理場運営事業

▼議会

P 38

町議会、請願と陳情、会議と傍聴、議会報告会・意見交換会、議会活性化の取り組み、議員名簿、議会の構成

▼町立金山診療所

P 39

金山診療所の円滑な運営と信頼される医療体制の整備、令和8年度の医師週間担当表、外来診療受付時間

- ◆2026 町のすがた P 40～43
- ◆金山町まちづくり基本条例 P 44
- ◆金山町公文書公開条例 P 44～45
- ◆金山町議会基本条例 P 45～46
- ◆金山町議会公文書公開条例 P 46～47
- ◆金山町のあゆみ P 48

拡 充	地区交付金制度	1,323万円
--------	---------	---------

●地区交付金制度（1969年創設）

「地域は、そこに住む人々自らによって治められる」金山町は、この地方自治の本旨を基に地区自治の振興を促進し、また、行政上の必要な事務や事業に対して地区の協力を求めるため、地区振興交付金と行政事務費交付金を全ての地区に交付しています。住民の自治意識の高揚と地区の振興、ひいては行政の円滑な運営・執行を図ります。

それぞれの交付金算定根拠は次のとおりです。

●地区振興交付金（4月1日現在算定基準）

1. 普通時割
 - (a) 均等割 1地区につき 120,000円
 - (b) 世帯割 1世帯につき 3,000円
2. 自衛消防隊割（自衛消防隊を設置している地区）
 - (a) 均等割 1地区につき 5,000円
 - (b) 隊員割 隊員1人につき 500円
3. 全町美化活動割（自主的に美化活動を行う地区・クラブ）
 - (a) 均等割 1地区につき 30,000円
 - (b) 老人クラブ割 1クラブにつき 20,000円
4. 調整割
世帯数30以上40未満3,000円、20以上30未満5,000円、20未満7,000円
5. 臨時割
全町的な災害が発生したときに町長が必要と認めた場合において、その状況に応じて臨時に定めて算定した額

●行政事務交付金

- (a) 均等割 1地区につき 80,000円
- (b) 世帯割 1世帯につき 500円

※行政事務の廃止による減額はありますが、防災放送設備管理、町道維持燃料代を行政事務交付金へ含み、地区配布や役員等の会議出席への協力分などをあらたに追加し、総額では昨年度より増額となっています。

継 続	公文書公開事業	3万円
--------	---------	-----

●情報公開制度

（金山町公文書公開条例：1982年4月1日施行）

住民のみなさんは、町が持っている行政情報（文書など）の公開を請求することができます。

この請求に基づいて、個人のプライバシーを侵害するおそれのあるものや法律などで非公開とされているものなどを除き、すべての情報を公開することとされています。この制度は、町政の主権者である住民の方々に町の仕事の内容をよく理解いただくこ

とが、住民総参加の町づくりにつながるという考え方に立ち、全国に先駆けて条例で定められたもので、令和8年度で45年目を迎えます。請求に基づく情報公開制度に加え、常日頃からの「わかりやすい情報の伝達・公開」という視点で広報事業と連携し開かれた情報のあり方について見直しを行います。

●請求の方法

公開請求する場合は、所定の申請書に必要事項を記入し、総務課に提出していただきます。特別な理由があれば郵便による閲覧などの請求もできます。

●公開するかどうかの決定

公開するかどうかは、請求があった際にすみやかに決定しますが、内容が複雑な場合など、決定に時間を要するときは、請求された日から14日以内に、公開の可否を、理由を付して請求者に通知します。

●公開の方法

公開の決定がされた場合は、指定された日時に、役場総務課までお越しいただきます。その際は公開決定通知書が必要です。

●決定に不服があるとき

公開の可否に対して異議のあるときは、審査請求をすることができます。

●公開請求権がある住民とは

町内に住所を有する個人、町内に事務所又は事業所を置く法人（その法人に所属する個人を含む）、町内の高等学校に在学する個人をいいます。

●対象となる公文書とは

町の職員が業務において作成し、または入手した文書、図面、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録）等で、町長等が所持または保管しているもの。（町長等とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員です。議会は独自に「議会公文書公開条例」を平成11年4月1日に施行しています）

●公開にかかる手数料

閲覧手数料1件400円。閲覧した文書の写しを希望される方は、1枚につき10円のコピー手数料が必要です。



継続	広報・広聴活動	1,437万円
----	---------	---------

広報かねやまや行事予定カレンダーの発行、ホームページの運営・管理、公式LINE、インスタグラムの運用を行い、町内外に広く町の魅力や情報等を発信します。PR用Tシャツなどは「シティプロモーション事業」へ移行しています。また町民の方から要望が多かった「地区配布の負担軽減」を図るため、お知らせ版を廃止し月1回の配布へ変更します。

新規	シティプロモーション事業	3,992万円
----	--------------	---------

「住む先（移住定住）」「訪れる先（観光交流）」「関わる先（ふるさと納税、関係人口）」として「選ばれる存在」になるためのプロモーション戦略策定、SNS配信強化、町内関係機関の機運醸成等を地域未来交付金を活用し複数年計画で実施します。

継続	デジタル化推進事業	1,241万円
----	-----------	---------

民間企業による支援を受け、国庫補助事業を活用した事業立案研修や、DX事業の立案に係る研修の実施を通じて、職員の人材育成を推進することで町民に喜ばれるDXを実現し、困難な課題に取り組む機運を醸成します。

継続	ふるさと寄附（ふるさと納税制度）事業	2億65万円
----	--------------------	--------

当町にふるさと寄附（ふるさと納税）をされた方に町特産品等の返礼品を贈呈します。

令和4年度からは、豊富な運用実績を持つ民間事業者へ業務委託を行いポータルサイトのデザインを一新しました。サイトでの情報発信を強化することで、寄附の拡大や産業の振興を推進し、町特産品の効果的なPRを図っていきます。

新規商品開発にも積極的に取り組み、体験型の返礼品充実による交流人口の増加も図ります。また、新庄市と戸沢村との連携協定により、共通返礼品の選択が可能になり、より多くの寄附を受け付けることができるようになりました。

いただいた寄附金の一部は、まちづくりに有効に活用するため「かねやま応援基金」に積み立てします。

●これまでの寄附（件数と金額）

年	件数	金額
平成20年	82件	3,421,000円
平成21年	166件	3,169,500円
平成22年	317件	5,893,100円
平成23年	321件	7,398,000円

年	件数	金額
平成24年	557件	39,022,000円
平成25年	2,778件	33,264,001円
平成26年	5,875件	64,502,882円
平成27年	9,512件	106,069,101円
平成28年	5,013件	131,287,109円
平成29年	3,558件	125,645,011円
平成30年	1,988件	78,988,000円
令和元年(平成31年)	1,604件	71,397,100円
令和2年	1,681件	72,026,780円
令和3年	1,958件	71,519,100円
令和4年	2,643件	98,400,340円
令和5年	3,174件	115,394,000円
令和6年	7,079件	293,244,500円
令和7年	6,762件	226,943,500円
計	55,068件	1,547,585,024円

※平成30年より寄附額に対する返礼品割合の変更あり

国から地域再生計画の認定を受け、令和6年度から企業版ふるさと納税による寄附の受付を開始しました。

令和7年度の寄附：4社、460万円

（物品による寄附を含む）

継続	東北農林専門職大学学生支援事業	30万円
----	-----------------	------

令和6年度に新庄市に開校した、東北農林専門職大学へ町内から通う学生に免許取得、自動車リース料の一部補助等を行います。

継続	地域おこし協力隊活動支援事業	2,322万円
----	----------------	---------

都市からの隊員募集により、これまでになかった発想や技術で地域課題解決の糸口を探ります。事業承継、関係人口の創出など、幅広く地域振興に従事する協力隊員を支援します。

また、退任後、町内に定住している隊員をサポートします。

地域おこし協力隊 川村佳恵（東京都世田谷区出身）
地域おこし協力隊 大友 淳（仙台市出身）

継続	移住定住促進事業	126万円
----	----------	-------

山形県事業との連携や、観光交流事業との連携により、若者層の定住促進と交流人口の拡大、関係人口の創出を図ります。

山形県と連携し、県外から移住した方への移住支援金（条件あり）や移住世帯向け食の支援事業などに取り組みます。

転入者の住環境整備のため、住宅建築や空き家リフォーム等に係る「購入時借入金利子補給制度」の活用により、定住化をサポートします。

継続	やまがたハッピーサポートセンター登録支援事業	1万円
----	------------------------	-----

町民の結婚支援、出会いの場の創出のため、「やまがたハッピーサポートセンター」への登録料（1万円）を全額補助します（登録は2年間有効）。

ハッピーサポートセンターでは、1対1の出会いの機会を創出するため、『Aiナビやまがた』を使用した出会いの機会提供支援や、県内で開催されるイベントの情報発信などを行っています。

<http://www.dsc-yamagata.jp/>
【やまがたハッピーサポートセンター】

継続	結婚新生活支援事業補助金	60万円
----	--------------	------

夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯のうち、年齢要件や世帯所得など要件を満たす方を対象に、新生活にかかる費用（住宅の取得費用及び賃貸借費用、引越費用、リフォーム費用）を支援します。

継続	かねやま清い心の町創造事業	10万円
----	---------------	------

「かねやま未来会議」を開催し、町の事業評価や計画策定に係るご意見をいただきます。

また、町民や関係団体との意見交換会から、地域の担い手確保に困窮している状況が明らかことから、町内で様々な分野で長年にわたり活躍いただいている方々から人口減少対策や町づくりに対する助言・提案をいただく機会として「元気なまちづくり委員会」を開催します。

継続	昭和レトロ館運営事業	63万円
----	------------	------

役場周辺の景観施設群の集客と魅力向上を目的とし、新庄南高校金山校から提案・要望のあった「昭和レトロ館」を既存施設の一部を活用して運営します。町民の方からもご協力いただき、昭和に関する貴重な物品をお借りして展示するなど、若い世代にも興味をもっていただけるような内容で実施していきます。

継続	指定統計調査	45万円
----	--------	------

令和7年度に実施した「2025国勢調査」の結果を分析し、施策の企画・立案等に役立てます。

令和8年度は、「経済センサス活動調査」が行わ

れます。すべての事業所、企業が対象となります。調査の回答にご協力をお願いいたします。

継続	商工業の活性化対策事業	
	プレミアム商品券発行支援	1,227万円
	新商品開発等支援	80万円
	小規模事業者支援	430万円

商店活性化対策支援事業として、20%お得な「プレミアム付き美杉ちゃん商品券」の発行を支援、総額5,500万円分が販売され、商工業と町の元気づくりにつなげます。（参考：令和7年度取扱店数100）

また、新たな分野における創業及び商品開発、販売促進を支援するため、補助対象経費の2分の1（上限20万円）を助成します。※但し、事業実施で要件を満たす場合、上限最大40万円、助成率3分の2の補助となります。

さらに、小規模事業者の持続的な経営に向けた取り組み又は創業する場合、補助対象経費の3分の2（上限40万円）を助成します。新規としてキャッシュレス化に向けた取り組みをする場合、上限10万円を助成します。

継続	常用労働者雇用奨励事業	200万円
----	-------------	-------

町民の雇用創出を支援するため、町民を新たに1年以上雇用する事業所に対し、1回に限り10万円を助成します（引き続き、増員のための雇用という条件なし）。

継続	新規学卒者雇用奨励事業	50万円
----	-------------	------

町民である新規学卒者（学卒3年以内）の雇用を奨励するための助成として、新たに1年以上雇用する事業所に対し、1回に限り10万円を助成します。

継続	資格取得支援事業	100万円
----	----------	-------

求職者や学生の雇用促進と新庄最上管内の事業所に勤務する労働者の技術向上等を支援するため、就職や仕事に役立つ資格や免許を取得した場合、経費の2分の1（上限1人8万円）を助成します。（年齢上限70歳まで）



交流推進事業		
継 続	交流PR活動	696万円
	関係人口創出事業（インバウンド関係含む）	486万円
	神室山登山道の整備	82万円
	町観光協会の支援	900万円

「町民による町民のための町づくり」を基本としつつ、交流人口の拡大及び関係人口創出に向け、一層のPR活動に取り組み、地域経済の活性化につなげ、町外の方との新たなつながりの機会を創出します。

また、山岳観光の拠点となる神室山を含め、シェーネスハイム金山、神室キャンプ場や遊学の森とも連携しながら、グリーンバレー神室一帯の活性化を図ります。

さらに、観光協会の果たす役割も大きくなっており、関係機関との連携のもと、金山の魅力アップや金山まつり等の集客に向けた取り組みをはじめとする多くのイベントを実施し、PRや情報発信について拡充していきます。



関係人口創出事業

拡 充	空き家対策事業	460万円
	空き家に係る修景形成助成金（拡充）	
	空き家等購入費補助金	
	空き家バンク管理業務委託	

空き家対策を推進するため、空き家等の除去に要する費用の一部を助成（除却に要する費用の2分の1以内で、令和8年度は不良住宅の除却の補助上限額を100万円に拡充（その他空き家は50万円を上限）し、新たに非課税世帯以外の町民の方も申請が可能になりました。これにより、より幅広い世帯を支援し、町民の安全・安心の確保と美しい景観の保全を図ります。また、空き家の利活用を推進するため、空き家等の購入費用に対して補助金を交付します。

山形県空き家対策エリアマネージャー認定制度を

受けた法人団体へ空き家バンク管理業務を委託し、空き家の流通促進を図ります。

継 続	除雪体制の強化（作業）	9,092万円
--------	-------------	---------

安心で安全な冬期間の交通確保を図るため、町道（歩道を含む）の効率的できめ細やかな除雪作業を行います。

新 規	町道除雪機械購入事業	3,871万円
--------	------------	---------

安全で円滑な町道除雪作業が行えるよう、老朽化した除雪ドーザを更新します。

継 続	除雪機購入費補助事業	100万円
--------	------------	-------

除排雪作業の負担軽減のため、ご家庭で使用する除雪機の購入費用に対して補助金を交付します。

継 続	町道の維持管理事業及び新設・改良等事業	1億4,533万円
--------	---------------------	-----------

常に安全で、円滑な交通を確保するための町道維持管理事業（町道上大又線ほか7路線）を実施します。

道路施設については、橋梁やトンネル等の重要な道路施設については、5年に一度の定期点検診断が義務化されており、本年度は町道橋77橋のうち14橋の点検診断業務を実施します。

道路の新設改良事業については、効率的で安全な道路の整備、冬期間の車両通行等の円滑化及び防災面の強化を図るため、道路改築に必要な事業用地の測量・用地取得等（上台下野明線ほか1路線）を実施します。また、町中心部の高品質舗装路線（中通線）について、老朽化した半たわみ性舗装打換えを実施します。

継 続	流雪溝の整備	150万円
--------	--------	-------

気象状況や現場条件に応じた作業の実施により、水上がり対策の強化を図ります。また、既存施設の機能保全・向上を目的とした修繕等を実施します。



継続	金山町中央公園整備事業 (地域振興施設)	4,475万円
----	-------------------------	---------

旧金山町中央公民館の跡地は、町中心部で国道・主要地方道に接し、まちづくりにおいて重要な意味合いを持つスペースであることから、既存の地形や機能を十分活かしながら町民の皆さんが気軽に利用でき、町の活性化につながる公園整備を計画しています。令和8年度は、昨年度策定されました「金山町中央公園地域振興施設整備基本計画」に基づき、公募型プロポーザルにより設計者を選定し、地域振興施設の基本設計を実施し、その内容を十分に精査して実施設計を進めます。また、その後の建設工事へと繋げていくための協議や調整を行います。

継続	街並み(景観)づくり100年運動の推進	579万円
継続	街並み景観助成金 金山大工・職人研修事業補助金 景観審議会、金山町住宅建築コンクール等の開催	

金山町には先人たちが築いてきた美しい財産があり、それらを守り継承しながら、金山の美しい風景に調和した街並みを創造していくことが、私たちの責務です。

昭和61年に制定(平成24年一部改正)した「金山町の風景と調和した街並み景観条例」により、町内の建築物に「形成基準」を定め、住宅の新築や増改築、色彩変更などへの助成金を交付し、地元の産材と職人を活かした金山住宅による「街並み景観」づくりを町民の皆さんとともに進めていきます。

また、金山の大工さんが手掛けた住宅を審査し、金山らしい住まいづくりを支援する住宅建築コンクールもリフォーム物件や住宅以外の事業所等の建築物も含めた表彰制度に改正していきながら金山杉を活かした家づくりを進めます。



楯山(内町地区)から望む金山の街並み

●金山住宅の外観

- ・屋根 切妻の屋根で、色は黒かこげ茶
- ・外壁 しっくい、プラスター、モルタルなどの塗り壁(色は白または土壁仕上げの自然色)・杉板張り(木地色またはオイルステン色)

●金山住宅の良さ

地元産材や伝統的な自然素材をその特性をよく知る職人が使うことで、より気候風土にあった住宅になります。時が経っても美しく古びる自然素材は、人にも地球にも優しい住宅です。金山住宅の連なる街並みが、「もうひとつ先の金山」の姿であり、次世代に継承すべき財産ともいえます。

●建築行為の届出

街並み景観条例により建築行為をする場合は、まちづくり課に届出書を提出する必要があります。計画段階の際に、住宅や助成金について不明な点等あれば、お気軽にご相談下さい。

●助成金の交付

街並み形成基準に合致した住宅の新築で最大100万円(その他の建築物は40万円、色彩変更で最高15万円)の助成金を交付します。以下の場合も助成対象になります。

- ・赤い屋根からこげ茶への塗り替え
- ・外壁のトタンを杉板に張り替え

また、既存建物が街並み形成基準を満たし、かつ町内業者施工の場合、メンテナンス部分(屋根や壁の再塗装など)にも助成を行い、金山住宅の維持に対し支援を行っていきます。



金山住宅の一例

継続	金山町住宅関係総合支援事業	1,865万円
継続	住宅リフォーム総合支援事業 「やまがたの木」活用住宅奨励事業	

山形県住宅リフォーム総合支援事業とタイアップしたもので、やまぽっかりノベ・バリアフリー・県産材・克雪の要件工事を含むリフォーム工事を県内業者に請け負わせて行う場合、一般世帯のリフォーム費用の最大1/5上限24万円。移住・新婚・子育て世帯では、リフォーム費用の最大1/3上限30万円を補助します。また、町内業者と契約して行うリフォーム工事については上限額を嵩上げ補助いたします。(一般世帯30万円、移住・新婚・子育て世帯35万円)。なお、外観に係る工事を含む場合は街並み景観条

継続	経済活性化対策ほ場整備・農業用施設整備・水田畑地化事業	1,000万円
----	-----------------------------	---------

土地利用型作物（米、そば、大豆）や、水田収益力強化ビジョンの重点振興作物の安定的な生産を図るため、ほ場整備や水路整備等の基盤整備が求められています。令和3年度から大規模ほ場整備の採択に向けた事業への取り組みを行っており、今後は大規模ほ場整備を事業の柱に据え計画的に進めていきます。

一方で、大規模ほ場整備が行われるまでに時間を要するため、現在耕作されている農地における効率的な農業生産を推進する観点から、小規模、低価格のほ場整備や農業用施設（水路、農道、ため池等）整備、水田畑地化に伴う暗渠排水整備への助成を実施します。

継続	多面的機能支払交付金	6,970万円
	中山間地域等直接支払交付金	108万円

農業者と地域住民が一体となって農地や農業用施設の保全、補修、さらには地域環境整備等の取り組み（多面的機能支払交付金事業）および急傾斜地等耕作条件の不利な農地の保全と耕作放棄地の発生防止を図るため、集落協定の締結により、農地保全の協同作業や営農（中山間地域等直接支払交付金事業）に対し支援していきます。

拡充	有害鳥獣対策事業	1,402万円
----	----------	---------

多発している有害鳥獣による人的・農作物等の被害を防止するため、有害鳥獣対策協議会を新たに設置し、駆除や追い払い等の対策を強化する。

継続	経営所得安定対策等推進事業	429万円
----	---------------	-------

金山町地域農業推進協議会が行う経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進活動や要件確認等に必要な経費を支援することで、当該交付金等の申請手続きを行う町内農業者を間接的にサポートします。

拡充	農業担い手支援事業	1,167万円
	農地利用効率化等支援交付金	467万円

次世代を担う農業者を目指す認定新規就農者に対し、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金の交付を行い、併せて、町独自の新規就農者確保対策として、国の支援の対象とならない就農希望者へ就農1年目に支援金を交付することで未収入期間の生活費・営農資金を支援し、担い手の確保に努めていきます。

継続	畜産振興	220万円
----	------	-------

肉用牛（黒毛和牛）経営は、農家戸数や飼養頭数が減少傾向にあります。複合経営の有力な部門として、また、農作物栽培の基本である土づくりや環境保全型農業推進のための堆肥供給として、重要な役割を担っています。

このため、繁殖用メス牛の更新の際に補助金を交付する事業を令和3年度より創設し、引き続き畜産経営を支援し、町内の畜産振興を図ります。

継続	園芸農業育成支援事業	150万円
	まめづくり事業	30万円

園芸作物による農業の複合化や周年農業の展開を図り、生産者の所得向上に繋げるため、施設整備・生産基盤強化等を支援します。

また、金山産落花生「ビーナッツ」の生産支援のため、機械リース費の助成を行います。

継続	地産地消推進事業	30万円
----	----------	------

町内産の農林水産物等の消費拡大とPRを図るため、販売活動の開催や支援を行い、地元産品の魅力を発信し、地産地消の推進を図ります。

継続	農業用使用済プラスチック適正処理事業	123万円
----	--------------------	-------

環境問題、食の安全について一層関心が高まっている現在、良質かつ安全な農産物の供給を目指し、豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、環境に配慮した農業、地域資源を活用した環境型農業への取り組みを推進します。

拡充	認定農業者支援事業	184万円
----	-----------	-------

農用地の有効活用及び耕作放棄地の発生防止のため、認定農業者を対象に集積した面積に応じた農地集積奨励金を交付します。また、認定農業者協議会の活動活性化を図るための補助金を交付します。

新規	農業機械・施設導入支援事業費補助金	1,000万円
----	-------------------	---------

生産資材やエネルギー価格の高騰による農家の経費負担を軽減し、地域の担い手が安定して農業を継続できる環境を整えられるよう農業機械・施設導入

に対する経費を支援します。特に将来の世代交代を見据えた経営基盤の維持・強化を図るとともに、新規就農者の定着支援や地域計画に基づく農地集約を加速させることを目的とします。

継続	水産増殖・親水景観対策事業	138万円
----	----------------------	-------

淡水魚の維持増殖と養殖業者支援のため、放流を行う団体への補助や稚魚の放流、町の景観・観光事業に重要な「大堰の鯉」の計画的な放流を行います。



春の風物詩「大堰鯉の放流」

継続	みどり環境交付金事業	749万円
----	-------------------	-------

「やまがた緑環境税」を利用し、小学校などを対象にした森林自然環境教育や、間伐材の利用促進を図るための普及活動などを行います。

継続	木質バイオマス利用拡大支援事業	60万円
----	------------------------	------

健全な山林の維持管理のため、これまで利用が少なかったナラ等の広葉樹や、価格の低迷により、切り捨て間伐とされていた林地残材を利用した、ペレットや薪などの木質バイオマスエネルギーの利用拡大を目的に、薪ストーブや木質ペレットストーブの設置費用について支援を行う事業です。

農業委員会

●農地の利用の最適化の推進

平成28年度の農業委員会法改正により「農地の利用の最適化の推進」が農業委員会の最も重要な業務に位置づけられました。担い手への農地利用の集積・集約化の促進、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などに積極的に取り組むため、農業委員が協力・連携しながら活動していきます。

●農地への課税の強化と軽減

・遊休農地への課税強化

放置され続けている遊休農地への固定資産税の課税が1.8倍に強化されます。

・農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減

所有する全農地（10a未満の自作地を残した全農地）を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、固定資産税が以下の期間中2分の1に軽減されます。

- ①15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間
- ②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間

農林課・農業委員会関連で申請が必要な事業（町単独事業）

No.	事業名	内容	補助割合・料金	申請に必要なもの	申請期限	担当
1	金山町農業機械・施設導入支援事業	町内の農家が農業機械購入や施設導入をする場合に補助	◆経営維持型：3分の1（上限一般20万円、認定農業者・認定新規就農者30万円） ◆経営拡大型：3分の2（上限一般30万円、目標地図の担い手40万円）	公金収納状況確認書、申請書、確約書、見積書、カタログ、中古品の場合は農機具店による査定額見積書、実績報告書 など	随時	農政係
2	金山町新規就農支援事業	新たに就農する49歳以下の方に対し、営農開始にあたっての初期費用及び生活費を支援	就農初年度に100万円交付	就農計画書、申請書 など	別途決定	農政係
3	金山産農産物知名度向上・販売拡大支援事業	町産農林水産物及び加工品の戦略的な広報活動と販売拡大を促進するべく、生産者自らが実施する町外での販売活動等を支援	対象経費の3分の2（上限20万円）	計画書、申請書 など	随時	農政係
4	木質バイオマス利用拡大支援事業	間伐材等を利用した、ペレットや薪などの木質バイオマスエネルギーの利用拡大を目的に、薪ストーブや木質ペレットストーブの設置費用について支援を行う	◆薪ストーブ：2分の1以内（上限20万円） ◆ペレットストーブ：2分の1以内（上限10万円）	見積書、カタログ、申請書、実績報告書 など	随時	農林整備係
5	経済活性化対策は場整備・農業用施設整備・水田畑地化事業	小規模、低価格のは場整備や農業用施設（水路、農道、ため池等）整備、水田畑地化に伴う暗渠排水整備を支援	◆は場整備：2分の1以内（上限あり） ◆農業用施設整備：10分の3 ◆水田畑地化：2分の1以内（上限あり）	実施希望申込書、見積書、申請書、事業計画書、実績報告書 など	別途決定	農林整備係
6	鳥獣市街地等出沒対策事業費補助金（不要果樹）	クマ等を誘引する管理されていない果樹（不要果樹）の伐採処分の費用を補助	3分の2（上限あり）	見積書、申請書 など	別途決定	農林整備係
7	鳥獣被害防止対策推進事業費補助金（電気柵）	クマ等による農林水産物被害を防止するため、電気柵を設置する費用を補助	2分の1（上限あり）	見積書、申請書 など	別途決定	農林整備係

※国・県事業については、内容が分かり次第お知らせします。

令和8年度 農地賃借料情報 (水田)

10a当り：年額

農地区分	10a当り収量	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数	備考
A 地域	600kg	10,667	15,000	10,000	15	
B 地域	570kg	9,628	10,000	7,000	43	
C 地域	510kg	10,007	11,000	7,300	94	
D 地域	450kg	8,860	10,000	7,100	35	
E 地域	390kg	9,143	10,000	8,000	35	
備考	1. 令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料に基づき上記を設定しています。 2. この農地賃借料情報は、農地法第52条に基づき毎年公表するものです。					

金山町の実勢賃借料区分

◆整理田・未整理田等、耕作条件にもよりますので、双方がよく話しあって決定しましょう

区域	農地区分 平均賃借料 (10a当り)	大字・小字別地区区分										
		大字 金山	山崎	上台	下野明	安沢	有屋	中田	飛森	朴山	漆野	谷口銀山
平坦部	A地域 平均10,667円	前田表 町裏	山崎 前田表	下田表	松ノ木 上榎台 榎台道 上 下野明 下夕村	安沢 前田表						
	B地域 平均9,628円	北ノ沢 大柳 金山町 本町 愛宕下 西田表 上野	西裏 愛宕下	上田表 荒屋	前田表 上田表 片貝浦 中下壇南 下野明道下 榎台 榎台道下				堰口 前田表 森下 家の前	家ノ前 堂ノ上 家ノ裏		
準山間部	C地域 平均10,007円	南沢 下田表 久保、横沢 入田表 羽場 荒屋 魚清水 楯ノ沢 下モ山	藁防野 横沢 上田表 下田表 三枝 持越	大又前田表 前田表 大又下田表 大又上田表 岩蛇 向川原	広表、横沢 八幡上 榎台浦	蟬畑 久保 森下 平林 横沢 榎台新田	前田表 稲沢			下田表 上田表 裏田表 馬道端 前田表	漆坊野	
	D地域 平均8,860円	上川原 一ノ倉 蒲沢 猪ノ沢 田茂沢前田表	猪ノ沢	藁防野 向原 川前 猪ノ沢	岩円 榎沢 榎沢前通 竹林		柳原 地境 下田表 宮外沢 榎ノ木 宮 面代 下裏田表 上裏田表 谷源寺 屋櫃 水尻 大清水	外ノ沢 外ノ沢口 地坂台 榎木沢口 六郎沢口 上中田 芦ヶ沢口 下中田 上杉沢 杉沢 下杉沢 杉沢口 杉沢山 古前坂 矢向 小蟬 下田表	手代森 菅越 家ノ後 貝沢 家ノ下 川前 明通 大戸沢 松沢、谷口 谷口 ヅリ山 川向 川原 川端 後川口 家ノ前キ 五郎森下	不動岩 向田 野中 猪ノ沢 朴山野 若宮前 板橋野 松沢 朴山 不動山	堂ヶ沢口	滝ノ上
山間部	E地域 平均9,143円	入田茂沢 細野 堂中 川向 小松倉 一ノ沢 赤坂 (昭和字塩野)	山ノ陰 細野 前山	金堀沢 下野明向	高坊	入有屋 有屋沢 長野沢 水上沢 下向 下野 地境裏田表 向田表 高森 中山 切道 赤沢	主寝坂 主寝坂口 太郎水野 杉沢入 明通 板ヶ沢口 板ヶ沢山	八森沢 穴沢、後川 高堂下 春木山 押川、桐沢 春木道 日当、長野 日当沢 手組沢 手代森西山 大戸野 春木前山	長野 押川 向野		銀山 ミノワ 買石沢 滝山	

この『農地賃借料情報』は、実勢賃借料の集計資料です。
 賃借料を決める時は、この情報を参考に、農地の条件等を充分考慮のうえ当事者間の話し合いで決定してください。
 また、土地改良区費が5,000円を超える場合は、特別に考慮する必要があります。

令和8年度 金山町標準賃金情報

この料金表は、農作業を受委託する際の目安としていただくものです。双方よく話しあって決定してください。

農作業賃金（1時間当り）		
作 業 名	標準額(円)	摘 要
一般農作業 (田植え・稲刈り含む)	1,050	①食事なし ②労働時間を延長した場合は、時間割増しを支給する
オペレーター	1,300	

※山形県の最低賃金は、1時間1,032円です（令和7年12月23日発効）
 ※特殊な土地条件や要件がある場合には、特によく話し合って料金を決定してください。
 ※農協等の共同利用施設の料金は除きます。
 ※機械利用料金にはオペレーター分が含まれます。委託者が作業する義務を負うものではありません。
 ※この他に掲載を希望する作業がある場合は、農業委員会にご相談ください。

機 械 利 用 料 金（消費税込み）										
作 業 名		基 準	標準額(円)	摘 要	作 業 名		基 準	標準額(円)	摘 要	
耕起	田	10a当り	6,930	耕起の深さは13～15cmを基準とする	畦畔草刈		1時間	1,560	燃料費込み	
	畑	//	6,350		作 溝		10a当り	1,270	12条間基準	
代かき		//	8,090	2鍬以上とし、ドライブハロー使用とする	稲刈り	コンバイン		//	20,210	稲運搬は別途 稲運搬を依頼した場合は10a当り1,000円の割増しができる
耕起・代かき		//	13,860			乾燥	生乾燥		60kg当り	1,500
育 苗		1箱当り	750	稚苗・種籾を含む	半乾燥		//	810	水分18%以下	
機械による田植		10a当り	7,500	苗は20～25箱標準	籾摺り		//	640	屑米は両者の話し合いによる	
機械田植(側条)		//	8,660	苗は20～25箱標準 肥料は別途	作業委託	稲 刈 ↓ 籾運搬 ↓ 乾燥籾摺り		10a当り	38,120	水分24%以下 540kg/10a基準
機械田植(直播)		//	13,860	鉄コーティング作業込 種子各自持込 コーティング材・農薬代・肥料代は別途		色彩選別 (斑点米等選別)		60kg当り	1,270	自己運搬
作業委託	耕 起 ↓ 代かき ↓ 田 植	//	20,210	耕起の深さは13～15cm基準とする 2鍬以上とし、ドライブハロー使用とする 苗は20～25箱標準		精 米		//	810	
	肥料散布 (ブロードキャスター) 40～60kg/10a		10a当り	1,270	肥料代は別途	防 除	粉剤散布		10a当り	870
肥料散布 (ブロードキャスター) 80～100kg/10a		//	1,620	//	液剤散布		//	1,910	液剤費は別途	
畦塗り		1m当り	69		薬剤散布 (無人ヘリ ドローン)		//	1,500	薬剤費は別途	

農地(田・畑)の売買、貸し借り、交換、転用は、農地法の許可が必要です

◇どんなときに申請が必要なの？

- ◎農地を売りたい・買いたいとき
- ◎農地を貸したい・借りたいとき
- ◎自分の農地を他者の農地と交換したいとき
- ◎自分の農地を農地以外の用途で使いたいとき
- ◎自分の農地を他者が農地以外の用途で使いたいとき

自分名義の農地でも、転用するときは許可が必要です！

◇以下の場合には許可は不要ですが、届出が必要です

- ◎相続により農地を取得した
- ◎農地の貸し借りを解約した
- ◎自分の農地に200㎡未満の農業用施設を建てたい

まずはお近くの農業委員・農業委員会事務局へご相談ください

金山町農業委員会事務局 TEL0233-29-5647 (直通)

継続	廃棄物適正処理の推進	1億1,500万円
----	------------	-----------

日常生活より排出されるゴミ等の適正な処理を、町民と事業者、行政等で推進していきます。

継続	不法投棄及び違法焼却の防止	6万円
----	---------------	-----

廃棄物の適正処理の啓発とともに、不法投棄及び違法焼却の防止を図っていきます。

また、金山町衛生組合連合会と連携し、不法投棄及び違法焼却の防止パトロール活動を強化していきます。

継続	猫の去勢・避妊手術費用助成事業	23万円
----	-----------------	------

近年、飼い主のいない猫や、飼い主がいても繁殖により手にあまるほど増えてしまい、周辺の環境に好ましくない被害が発生する場合があります。

多頭飼育や飼い主のいない猫が増えることのないように手術費用の一部を助成します。

継続	健全な地域社会の育成	81万円
----	------------	------

防犯協会を主体に各団体と連携した防犯活動や、青色回転灯装備車による防犯パトロールの強化に努めるとともに、特殊詐欺防止機能付電話機の購入補助など、犯罪防止に努めます。

継続	交通安全の推進	234万円
----	---------	-------

交通安全専門指導員による交通安全指導、広報・巡回活動の強化や、関係団体と連携した飲酒運転撲滅等の啓発活動、高齢者へのサポカー補助金や免許返納への助成などにより交通事故防止に努めます。



警察署や関係団体と協力し、小学校1年生へのランドセルカバの贈呈や事業所訪問など、交通事故や飲酒運転撲滅のための啓発を行っています。

継続	消費者意識の高揚と被害防止	予算なし
----	---------------	------

悪質商法、多重債務、振り込め詐欺などについての情報提供や、消費者相談等により被害の未然防止に努めます。

継続	町営バス運行管理事業	877万円
----	------------	-------

町営バスとともに、利用者の予約のもと、自宅から町内の公共施設や医療機関、お店などへの行き帰りを送迎するデマンドハイヤーを運行します。



住民票謄本・抄本が必要なとき

全員の住民票（謄本）、1人だけの住民票（抄本）が必要なときは、町民税務課の窓口で申請してください。

■申請できる方

金山町に住民票がある（あった）下記の方

- (1) 本人
- (2) 同じ世帯の方
※親族の方でも別の世帯の場合は委任状が必要になります。

■必要なもの

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証などの官公署発行の証明書）
※代理人の場合は代理人の方の本人確認書類
- (2) 代理人の場合は、委任状が必要になります。

■手数料

住民票謄本・抄本……1通400円

※マイナンバーカードを利用してコンビニで交付を受けた場合は200円です。

【コンビニで住民票と印鑑証明書が取得できます】

※金山町発行の証明書に限ります

■コンビニ交付に必要なもの

- (1) マイナンバーカード
- (2) 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

■利用時間 午前6時30分～午後11時

■手数料 1通200円

■コンビニのマルチコピー機を使用します

住所等に変更があったとき

住所等に変更があったときは、町民税務課の窓口で手続きをしてください。

1. 転入届（他の市町村から金山町に引っ越してきたとき）

■届出期間 住み始めた日から14日以内

■届出人 本人、世帯主または家族

■必要なもの

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証などの官公署発行の証明書）
- (2) 転出証明書（前住所地の市区町村で発行）
- (3) マイナンバーカード
- (4) 在学証明書（前住所地の小・中学校で発行）
- (5) 介護保険受給資格証明書
※(3)(4)(5)は、該当する方のみ

2. 転出届（金山町から他の市町村へ移るとき）

■届出期間 引っ越しをする前

■届出人 本人、または世帯主または家族

■必要なもの

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証などの官公署発行の証明書）
- (2) マイナンバーカード
- (3) 印鑑登録証
- (4) 国民健康保険資格確認書
※学生の加入者の場合は、学生証や入学証明書のコピーなどを持参ください。
- (5) 各種医療受給者証
- (6) 介護保険被保険者証
※(2)(3)(4)(5)(6)は、該当する方のみ

■マイナンバーカードを利用した転出について

マイナンバーカードをお持ちの方は、原則カードを利用した転出手続きになります。手続き内容に変わりはありませんが、届出内容がデータで送られますので転出証明書の発行はありません。

転入先での手続きの際、マイナンバーカードに設定した4桁の暗証番号の入力が必要です。

■マイナポータルを利用したオンラインの転出届

引っ越し際に必要な転出届けは、マイナポータルを通じてオンラインによる提出が可能です。このサービスを利用する方は、転出にあたり役場への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越をする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越の他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越でも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出した後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

3. 転居届（町内で住所が変わるとき）

■届出期間 引っ越しをした日から14日以内

■届出人 本人、または世帯主

■必要なもの

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証などの官公署発行の証明書）
- (2) マイナンバーカード
- (3) 国民健康保険資格確認書
- (4) 各種医療受給者証
- (5) 介護保険被保険者証
※(2)(3)(4)(5)は、該当する方のみ

4. 世帯変更届（世帯主が変わったとき、世帯を分けたり、一緒にしたとき）

■届出期間 変更の日から14日以内

■届出人 本人、または世帯主

■必要なもの

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証などの官公署発行の証明書）
- (2) 国民健康保険資格確認書（該当者のみ）

戸籍の証明が必要なとき

戸籍に関する証明書が必要なときは、町民税務課の窓口で申請してください。

金山町に本籍がある(あった)場合

■申請できる方

- (1) 本人または配偶者
- (2) 直系親族(親、子、祖父母、孫など)
※第三者の方が請求する場合は、請求事由を明確にして請求ください(使用目的によっては、交付できない場合があります)。

■必要なもの

- (1) 請求者(代理人の場合は代理人)の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証などの官公署発行の証明書)
- (2) 代理人の場合は、委任状が必要になります。

■手数料

- (1) 戸籍謄本・抄本(全部事項証明書・個人事項証明書) … 1通450円
- (2) 戸籍附票謄本・抄本 … 1通400円
- (3) 除籍・改製原戸籍謄本・抄本 … 1通750円

戸籍証明書等の広域交付の場合

○戸籍証明書等の広域交付とは

これまで、本籍地のみで交付をおこなっていた戸籍謄本等に加えて、他の市区町村の戸籍証明書等も、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

また、ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

■広域交付の対象となる戸籍証明書

- (1) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
戸籍に記載された全員の事項をすべて記載したもの
- (2) 除籍全部事項証明書
- (3) 除籍謄本
婚姻・死亡・転籍などにより全員が除籍になった戸籍で、全員の事項をすべて記載したもの
- (4) 改正原戸籍謄本
法改正により新戸籍に作りかえられる前の戸籍で、全員の事項を全て記載したもの
※戸籍の管理状況や内容などにより、広域交付による発行が出来ない場合があります。

■広域交付の対象とならない証明書

- (1) 個人事項証明書(戸籍抄本)
- (2) 一部事項証明書
- (3) 戸籍の附票の写し
- (4) 戸籍諸証明(身分証明、独身証明等)
- (5) コンピューター化されていない戸籍証明書

■申請できる方

- (1) 本人または配偶者
- (2) 直系親族(親、子、祖父母、孫など)
※きょうだいの戸籍証明書は請求できません。
※代理人や郵送による請求はできません。請求できる方が窓口にお越しください。
※第三者請求及び職務上請求は広域交付の対象外です。

■必要なもの

- (1) 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証などの官公署発行の証明書)

■手数料

- (1) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) … 1通450円
- (2) 除籍謄本(除籍全部事項証明書) … 1通750円
- (3) 改正原戸籍謄本 … 1通750円

■注意事項

※ご請求の内容によっては、交付までお時間をいただくいたり、後日、再度来庁していただく場合があります。

戸籍の届出

■届出窓口

戸籍の届出は町民税務課窓口をお願いします。休日の届出は受付で届書をお預かりします。

■注意いただきたいこと

- (1) 届書の用紙は町民税務課の窓口を用意しております。出生届、死亡届は病院にもあります。
- (2) 出生届、死亡届など届出期間が定められている届出もありますので、ご注意ください。
(届出期間の最終日が土日・祝日に当たる場合は、その翌日が期間満了日となります。)
- (3) 戸籍に関連して住所等の異動がある場合は、戸籍の届出とは別に住所異動などの届出も必要です。
- (4) 鉛筆やフリクションペン等、文字を消すことができる筆記用具では、記入しないで下さい。

主な届出は次のとおりです。その他の届出につきましては、町民税務課にお問合せください。

1. 出生届

■届出期間 生まれた日から数えて14日以内

■届出人 父または母、同居者など

■届出場所 子の本籍地または届出人の所在地、出生地の市区町村役場

■必要なもの

- (1) 出生届書(出生証明書)
- (2) 母子健康手帳
- (3) 国民健康保険資格確認書(加入者のみ)、またはその他の健康保険証

※子供の名前は、必ず常用漢字・人名用漢字・平仮名・片仮名で正しく書いてください。

2. 死亡届

- 届出期間 死亡の事実を知った日から7日以内
- 届出人 親族、同居者、家主、地主または家屋（土地の）管理人
- 届出場所 死亡者の本籍地および所在地または届出人の所在地、死亡地の市区町村役場
- 必要なもの

死亡届書 (死亡診断書)	
国民年金に関するもの	●年金を受給されている方 ・国民年金証書
健康保険に関するもの	●国民健康保険に加入されている方 ・国民健康保険資格確認書 ・喪主をつとめた方の通帳 (葬祭費の手続きのため) ●後期高齢者医療に該当されている方 ・後期高齢者医療資格確認書 ・喪主をつとめた方の通帳 (葬祭費の手続きのため)
介護保険証	該当の方のみ
火葬場使用料 ※金山町の火葬場使用の場合	住所が金山町にある方 ……15,000円 金山町以外の方……40,000円
印鑑登録証	印鑑登録している方のみ
身体障害者手帳	該当の方のみ
マイナンバーカード	該当の方のみ

※届出後に埋火葬許可証等を交付します。

3. 婚姻届

- 届出期間 届けた日に効力が生じます。
- 届出人 夫になる人、妻になる人
- 届出場所 届出人いずれかの本籍地または所在地の市区町村役場

■必要なもの

- (1) 婚姻届書
- (2) 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証などの官公署発行の証明書)
- (3) 国民健康保険資格確認書(氏が変更になる加入者)
※届書の証人欄に、成年者2名の署名・押印が必ず必要です。
※令和4年4月1日から婚姻できる年齢が男女とも18歳以上となりました。

4. 離婚届

- 届出期間 協議離婚の場合は、届けた日に効力が生じます。裁判(調停)離婚の場合は、確定した日(調停の成立した日)を含めて10日以内に届出をして下さい。
- 届出人 夫及び妻
※裁判(調停)離婚の場合は、訴えを起こした人
- 届出先 本籍地または所在地の市区町村役場

■必要なもの

- (1) 離婚届書
- (2) 裁判の謄本及び確定証明書(裁判離婚の場合)
- (3) 調停調書の謄本(調停離婚の場合)
- (4) 国民健康保険資格確認書(氏が変更になる加入者)
※未成年の子がいる場合は、親権者を定めることが必要です。
※届書の証人欄に、成年者2名の署名・押印が必ず必要です。(※裁判(調停)離婚の場合は不要です)
※届出の時点で、婚姻中の氏をそのまま称したい場合は、同時に「戸籍法77条の2の届出(離婚の際に称していた氏を称する届)」をして下さい。離婚の日から3ヵ月以内であれば、届出することができます。

5. 養子縁組届

- 届出期間 届けた日に効力が生じます。
- 届出人(届出義務者) 養親及び養子(15歳未満の場合は法定代理人)
- 届出先 養親もしくは養子の本籍地または届出人の所在地の市区町村役場

■必要なもの

- (1) 養子縁組届書
- (2) 家庭裁判所の許可書の謄本
※未成年者を養子とする縁組届の場合です。ただし、自分または配偶者の子および直系卑属(孫など)を養子とする場合は不要です。
- (3) 同意書
※養親および養子に配偶者がある縁組届の場合です。ただし、配偶者とともに縁組をする場合は不要です。
- (4) 国民健康保険資格確認書(氏が変更になる加入者)



マイナンバーカードについて

○マイナンバーカード（個人番号カード）とは
マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。また、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請が行うことができます。

■初回の手数料無料

■有効期間について

令和4年4月1日から民法改正による成年年齢引下げに伴い、マイナンバーカードの有効期間の基準年齢についても20歳から18歳に引下げられることになりました。有効期間の判定については、申請受付日および発行日が基準となります。

【申請受付日が令和4年4月1日より前の場合】

- ・20歳以上の方は発行日後10回目の誕生日まで。
- ・20歳未満の方は発行日後5回目の誕生日まで。

【申請受付日が令和4年4月1日以降の場合】

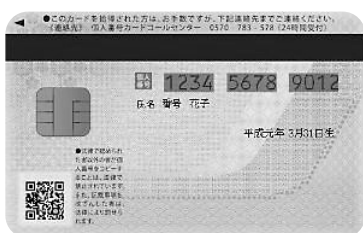
- ・18歳以上の方は発行日後10回目の誕生日まで。
- ・18歳未満の方は発行日後5回目の誕生日まで。

【マイナンバーカード見本】

表面



裏面

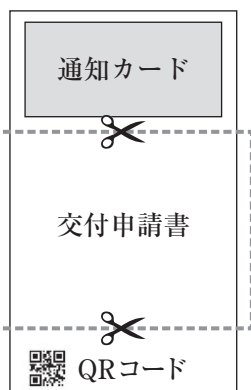


○マイナンバーカード(個人番号カード)の申請

1. 申請書

通知カードとともに個人番号カード交付申請書が送付されています。上部に通知カード、中部に個人番号カード交付申請書、下部にQRコードが記載されています。

※町民税務課窓口でも発行することができます。



2. 申請方法

【郵送による申請の場合】

個人番号カード交付申請書に署名等の必要事項を記入し、顔写真を貼り付けます。

個人番号カード交付申請書を同封されている返信用封筒に入れて郵送してください。

■送付用の封筒について

封筒は町民税務課窓口にて用意があるほか（無料）、封筒の素材を以下のWEBアドレスから印刷することもできます。

http://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/return_envelope.pdf

■ご自分で用意した封筒を利用する場合

《郵送宛先》-----

〒219-8650

日本郵便株式会社 川崎東郵便局

郵便私書箱第2号

地方公共団体情報システム機構

個人番号カード交付申請書受付センター 宛



【郵便による申請以外の申請】

パソコンのWEBサイトや、交付申請書のQRコードを使用して、スマートフォンや証明用写真機（一部対応していない機種もあります）でも申請いただけます。

町民税務課窓口では、写真撮影等、無料で申請の補助を行っています。

3. カードの受け取り

地方公共団体情報システム機構でカードが作成され、役場にカードが届き次第「個人番号カード交付通知書」を送付しますので、必要書類をご持参のうえ、役場にお越しください。

※本人であることを証明する大切なカードですので、ご本人の来庁をお願いいたします。

■申請から受取り期間

申請から受取りまでおよそ1ヶ月ほどかかります。

■受取りの際に必要な物

【本人が受け取る時】

- ①個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書（ハガキ）
- ②通知カード（紛失された方は、交付当日に窓口でお伝えください）
- ③住民基本台帳カード（交付を受けている方のみ）
- ④本人確認書類（下記「本人確認書類」のAを1点またはBを2点）



【本人確認書類】

A 以下のものから1点
運転免許証・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）・旅券・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書
B 以下のものから2点
Aをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点 (例) 資格確認書、医療受給者証、介護保険証、年金手帳、母子手帳、社員証、学生証、診察券等

【法定代理人が受け取るとき】

【本人が受け取るとき】の必要書類に加えて次のものがが必要です。

①代理権の確認書類

(戸籍謄本や登記事項証明書など)

※戸籍謄本の提出は、金山町に本籍がある方や本人と同一世帯で金山町に住民登録している方は省略できます。

②法定代理人の本人確認書類

(上記「本人確認書類」のAを1点、またはBを2点)

【任意代理人が受け取るとき】

マイナンバーカード申請者ご本人が、病気、身体の障害などやむを得ない理由により、役場にお越しになることができない場合に限り、代理人（任意代理人）の方がカードを受け取ることができます。

任意代理人が受け取りに来る場合は、【本人が受け取るとき】の必要書類に加えて下記のものが必要です。

①代理権の確認書類（「個人番号カード交付通知書」下部の委任状の欄に、ご本人自身が署名または記名押印したもの）

②任意代理人の本人確認書類

③カード申請者ご本人の出頭が困難であることを証明する書類（診断書・本人の障害者手帳・施設等に入所している事実を証する書類等）

※任意代理人が受け取るときの「本人確認書類」

認定代理人が受け取るときは、必要数が1点多くなり、カード申請者と任意代理人それぞれにつき、上記「本人確認書類」のAを2点、またはAとBで1点ずつ、またはBを3点（1点は写真付きのもの）となります。

4. マイナンバーカードの紛失・盗難

紛失や盗難にあった場合は、下記の①または②へ電話をし、カードの機能を一時停止してください。

(紛失・盗難などによる一時利用停止は、24時間365日受け付けています。)

①マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)

②個人番号カードコールセンター (0570-783-578)

5. マイナンバーカードの電子証明書の新規発行・更新手続き

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書には有効期限があります。

有効期限が過ぎるとマイナンバーカードの保険証利用、e-Tax（国税電子申告システム）等の電子申請やコンビニエンスストアでの住民票等証明書発行サービスの利用ができなくなります。

有効期限は電子証明書の発行から5回目の誕生日までで、更新手続きは有効期限が切れる3ヵ月前から可能です。

※手続きの際、マイナンバーカードに設定いただいている暗証番号の入力が必要となります。

【本人による手続き】

マイナンバーカードをご持参し、ご本人様が窓口にお越しください。

【代理人による手続き】

■本人が15歳未満または成年被後見人の場合

以下の持ち物を持って、法定代理人の方がお越しください。

①本人のマイナンバーカード

②法定代理人の本人確認書類

③代理権を証明する書類（戸籍謄本や登記事項証明書）

※住民票上、同一世帯で親子関係がわかる場合、戸籍謄本は不要です。

■代理人の場合

以下の持ち物を持って代理人の方がお越しください。

①本人のマイナンバーカード

②代理人の写真付き本人確認書類

③照会書兼回答書

※本人が全て自署（本人が自署できない場合は記名押印）し、「有効期限通知書」同封の封筒に封入・封緘した上でお持ちください。



町税及び国民健康保険料について

【軽自動車税】

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者に対して課税されます。

※令和8年4月の法改正により、軽自動車税種別割から名称が変更されました。

■納税義務者

毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している人。

■申告手続き

軽自動車等を取得または譲り受けた場合や主たる定置場を金山町内に移転した場合は15日以内に、軽自動車等を廃車または譲渡した場合は30日以内に以下の場所で申告手続きをしてください。

(注) 廃車の際は、車両を廃棄処分しただけでは登録が残り、引き続き課税されますので、下記の申告先へ廃車手続きが必要です。

車種の区分	申告先
原動機付自転車 (50~125cc) ・ 小型特殊自動車 ・ 特定小型原動機付自転車	金山町役場町民税務課税務係 ☎ 29-5610
二輪の軽自動車 (125cc超)	東北運輸局山形支局 ☎ 050-5540-2013 (コールセンター)
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会山形事務所 ☎ 050-3816-1835 (コールセンター)

■税額

1. 原動機付自転車および二輪車等

車種		排気量および用途	税額
原動機付自転車	ア 車輪数による制限なし (ウに掲げるものを除きます)	50cc以下	2,000円
	イ 二輪のもの	①50cc超 90cc以下	2,000円
		②125cc以下かつ最高出力4キロ以下	2,000円
		③90cc超 (②に掲げるものを除きます)	2,400円
ウ 三輪以上のもの (ミニカー)	125cc超 250cc以下	3,700円	
軽自動車	ア 二輪のもの (側車付きのものを含む)	125cc超 250cc以下	3,600円
小型特殊	ア 農耕作業用		2,400円
	イ その他のもの		5,900円
二輪の小型自動車		250cc超 (側車付のものを含む)	6,000円
特定小型原動機付自転車 (電動キックボード等) ※		定格出力0.6kW以下	2,000円

※形状が電動キックボードであっても基準を満たさないものは該当しません (長さ・幅・最高速度等)。

2. 四輪および三輪の軽自動車

- 平成27年3月31日以前に新車新規登録された車両は、「A.平成27年3月31日以前」のとおりとなります（平成26年度と同じ税率のままです）。
- 平成27年4月1日以後に新車新規登録された車両は「B.平成27年4月1日以後」のとおりとなります。
- 新車新規登録から13年を超える車両は「C.13年超」のとおりとなります。

車種		排気量 および用途	税額			
			A.平成27年 3月31日以前	B.平成27年 4月1日以後	C.13年超	
軽自動車	イ 三輪のもの	660cc以下	3,100円	3,900円	4,600円	
	ウ 四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※上図の「C」は、動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

※令和3年4月1日から令和8年3月31日までに新規新車登録したもので、排ガス性能と燃費性能の優れたもの（※適用条件有り）について、翌年度に限りグリーン化特例（軽課）が適用されます。

■身体障がい者等に対する軽自動車税の減免について

一定の身体障がいなどがある人が所有し、使用する軽自動車（1人1台に限る）については、軽自動車税の減免を受けることができます。ただし、納期限までに申請が必要です。

○必要なもの…身体障がい者等の手帳、運転免許証、車検証

※軽自動車税の減免を受ける方は、自動車税（県税）の減免を受けることができません。

【ナンバー交付の注意事項】 根拠法令：道路運送車両法

小型特殊自動車（トラクター、コンバイン、田植機、フォークリフト等の農耕用・工業用車両）は、公道を走行しない場合でも乗用装置があるものは申告・ナンバー交付が必要です。

【ナンバー返却（廃車）の注意事項】 根拠法令：道路運送車両法

原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（トラクター、コンバイン、田植機、フォークリフト等の農耕用・工業用車両）は、以下の理由での廃車手続き（ナンバー返却）はできません。

- しばらく公道を走る予定がないため廃車手続きをしたが、車両はそのまま所有し続けている。
- 故障して使用できない状態のため廃車手続きをしたが、修理ができれば再登録する予定
- 友人に譲るつもりで廃車手続きをしたが、思い直してもう一度登録して使用する予定
- 商品車であるため、税金がかからないように一時的にナンバープレートを返却
- 公道を走る予定は無く、コレクションとして所有するため、ナンバープレートを返却



【住民税・森林環境税】

住民税とは、町民税と県民税の両方をいい、個人が負担するものと法人が負担するものとに分けられます。森林環境税は令和6年度から個人に対して課税されている国税であり、住民税とは別に1人年額1,000円が徴収されます。

■個人の住民税・森林環境税

Q. 住民税・森林環境税が課税される人は？

A. 毎年1月1日現在で金山町に住所がある人に、前年の所得に応じて課税されます。

※1月1日までに亡くなられた方は課税されませんが、1月2日以後に亡くなられた場合は、相続人の方に納付していただくことになります。

Q. 住民税・森林環境税の申告は？

A. 町が税額を計算し、納税していただく仕組みになっています。適正な課税を行うために、住民税申告書を提出していただいています。

■申告が必要な人

原則的に毎年1月1日現在で金山町に住所がある人は申告が必要です。前年の所得がない場合でもその旨の申告が必要です。ただし、下記の要件に該当する人は申告する必要がありません。

・申告する必要がない人

① 所得税の確定申告をする人

② 前年の収入が公的年金のみで、支払者から町へ支払報告書が提出される人

③ 前年の収入が給与のみで、支払者から町へ支払報告書が提出される人

※ただし、支払報告書が提出される人でも、各種の控除（医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除など）を受けようとする場合は申告が必要です。

【国民健康保険料】

国民健康保険に加入している人に課税されます。医療保険分、後期高齢者支援金分は国保加入者全員が対象となり、そのうち40～64歳の人については介護保険分が加算されます。①～③の合計額がその年度の国民健康保険料額となります。算出方法は次のとおりです。

区分	内容	医療分(A)	支援金分(B)	介護分(C)	国保料額
①所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算	7.0%	2.3%	2.0%	A+B+C
②均等割	世帯の加入者数に応じて計算	24,000円 未就学児は半額	8,300円 未就学児は半額	9,700円	
③平等割	一世帯ごとに定額	普通世帯 24,800円 特定世帯 12,400円 特定継続世帯 18,600円	普通世帯 8,400円 特定世帯 4,200円 特定継続世帯 6,300円	6,600円	

※税率は令和7年度のもので、今後変わることがあります。

※特定世帯とは、国保加入者が一人だけの世帯のうち、特定同一世帯所属者（後述）がいる世帯のことをいい、特定世帯となった月から最大5年間、平等割が2分の1軽減されます。また、特定継続世帯とは、特定世帯となって5年経過してもその状態が解消されていない世帯のことをいい、特定世帯となって5年を経過した月から最大3年間、平等割が4分の1軽減されます。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、後期高齢者医療の被保険者となった時点の世帯主に変更があった場合などは、特定同一世帯所属者ではなくなります。

■国民健康保険料の軽減制度について

所得の低い世帯の負担を少なくするために、世帯の前年中の所得金額が以下の基準に該当する場合、国保料の均等割額及び平等割額について、軽減割合（7割、5割、2割）に応じ減額し計算します。

軽減割合	世帯の合計所得
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	43万円+31万円×（国保加入者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	43万円+57万円×（国保加入者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）以下

★令和8年度分から国民健康保険料について

加入中の医療保険の保険料に「子ども・子育て支援金分（子ども分）」が加算されます。これは国民健康保険だけではなく、他の医療保険（後期高齢・健康保険・共済組合・国民健康保険組合等）に加入されている方も同様です。

最上地区広域連合国民健康保険の場合、従来の保険料（医療分・支援金分・介護分）に子ども分を合算し納付いただくこととなります。

制度の詳細（子ども分を含む令和8年度の税率等）は決まり次第お知らせします。

【固定資産税・都市計画税】

■固定資産税

・納税義務者

1月1日現在、固定資産（土地、家屋および償却資産）を所有している人に課税されます。

所有している人とは、

- 土地については、登記簿または土地課税台帳
- 家屋については、登記簿または家屋課税台帳
- 償却資産については、償却資産課税台帳

に所有者として登記または登録されている人です。

※償却資産の登録：金山町に事業用の償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。

■都市計画税

都市計画税は、道路・公園・下水道整備などの都市計画事業または土地区画整備事業に要する費用に使われる目的税です。

- 納税義務者：毎年1月1日現在、都市計画税の課税区域に所在する土地・家屋を所有している人に課税されます。
- 納税の方法：固定資産税とあわせて納めます。

■税額の計算方法

固定資産税額＝課税標準額×税率（1.4%）

都市計画税額＝課税標準額×税率（0.15%）

■家屋の新築・増築・取り壊しのご連絡を忘れずに

家屋を新築・増築・取り壊した場合や、その予定がある場合はご連絡ください。取り壊しのご連絡がない場合は、翌年度以降も固定資産税が課税されることがあります。



■家屋の所有権移転登記を行った方へ

旧所有者名義の附属家等は、登記していない場合がほとんどです。これらの家屋については「家屋異動申告書」を町民税務課へ提出いただくことで、変更になります。

【家屋異動申告書に添付が必要な書類一覧】※主なもの

所有者変更の理由		必要書類
売買		売買契約書など売買契約の成立を証する書類 (固定資産の旧所有者、新所有者双方の押印のあるもの)
贈与		贈与契約書など贈与契約の事実を証する書類 (固定資産の旧所有者、新所有者双方の押印のあるもの)
相続	遺産分割協議書あり	・遺産分割協議書（相続人全員の押印（実印）があるもの） ・相続人全員の遺産分割協議書に押印された印の印鑑登録証明書
	遺産分割協議書なし	・同意書（原則、原本提出） ※様式は任意 ・印鑑登録証明書（同意書に押印された印の印鑑登録証明書） ・戸籍謄本 ①被相続人の出生～死亡まで ②相続人全員の戸籍謄本
その他		・所有者を変更した旨を証する書類 ・印鑑登録証明書（新所有者・旧所有者それぞれ1通）

※届出に必要な書類の詳細はお問い合わせください。

【町税の納期と納付方法】

■町税等の納期限一覧表

	住民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険料 (普通徴収)
5月末		1期	全期	
6月末	1期			
7月末		2期		1期
8月末	2期			2期
9月末		3期		3期
10月末	3期			4期
11月末		4期		5期
12月末	4期			6期
1月末				7期
2月末				8期

※納期限の日が土・日曜日、祝日の場合は、金融機関等の翌営業日が納期限となります。また、12月は25日頃になる予定です。

■納期まで忘れずに納めましょう！

納期限から20日を過ぎても納付されない場合は、督促手数料が加算されます。

また、金額と延滞日数によっては、延滞金が加算される場合もありますので、納期限を十分ご確認のうえ、納期限内納付を心がけましょう。

継続	安心して子どもを産み育てやすい環境づくり	887万円
----	----------------------	-------

安心して子どもを産み育てられる体制づくりのため、妊娠、出産、育児支援や要保護児童を含むすべての家庭についての総合相談窓口として「こども家庭センター」を健康福祉課に設置し、子育て支援センター「おひさま」や関係機関との連携を強化しながら、切れ目のない支援を目指します。

更に、妊娠の届出から始まり、産前・産後サポート事業や、出産・育児、要保護児童に関する各種相談に、保健師等の専門職が対応することで、一人一人の不安や悩みに寄り添い、安心して子どもを産み育てやすい環境の充実に図ります。

特に要支援及び要保護が必要な家庭等への支援として、社会福祉士による支援強化を図ります。

継続	健康長寿・健康づくりの推進	2,958万円
----	---------------	---------

健康長寿を推進するためには、病気にならないこと、病気になっても軽度な状態で治療に結び付けることが大切です。そのためには、特定健診及びがん検診の受診率を上げ、その結果としての精検の受診率を上げることが重要です。

「かねやま元気プラン21 Vol.3・誰もが自ら命を絶つことがない社会の実現計画（第2期）」に基づき、関係機関と連携して、普段の生活での健康づくりを推進していきます。また、ウォーキングの習慣化を促す仕組みづくりを推進します。

また、山形県後期高齢者医療広域連合と契約し、後期高齢者の健康課題に対応した保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者のみでなく、若い年代からの健康づくりを推進しつつ高齢者が健康で長寿を迎える事ができるように推進します。

継続	感染症の対策の充実	1,423万円
----	-----------	---------

予防接種は乳幼児や高齢者等が健康的に生活できるように感染・発病・重症化を予防し、社会的にも感染症の蔓延予防を目的とし、予防接種費用を全額または一部を助成します。

国が定める定期接種A類は主に未就学児を対象としており全額無料で接種ができ推奨されています。令和8年度より新たに妊娠28週から37週までの妊婦を対象としたRSウイルスの母子免疫ワクチンが定期接種A類に加われました。

国が定める定期接種B類は高齢者肺炎球菌や高齢者インフルエンザ、帯状疱疹など主に65歳以上を対象にしており、町で一部助成（半額程度）をし、

多くの方が接種するよう促進しております。

また、子どものインフルエンザやおたふくかぜ、風しん等の定期接種以外の予防接種（任意接種）にも町独自の助成をし、予防強化しています。令和8年度からこどものインフルエンザへの助成対象を高校3年生までに拡充し支援します。

継続	子育てを地域社会全体で理解し支えあう環境づくり	1,102万円
----	-------------------------	---------

少子化が進む今、子どもを産み育てやすい環境を整えるためには、あらゆる社会の構成メンバーが子育て家庭を支援するシステムの構築や、男女がともに家事や育児を分担し、家庭生活を築き上げるための「ワークライフバランス（仕事と生活の調和）」の実現が不可欠です。男性育休の取得推進や、一人ひとりの育ちを地域全体で支援する体制の推進と、子育て家庭への経済的な支援や不安の解消、家庭育児に対する支援の強化を図ります。

拡充	子育て支援事業	1億5,140万円
----	---------	-----------

就学前のお子さんを持つ家庭への子育て支援として、『子育てがっこう』を開催し、①親子の愛着形成②子育てを通じた親育ち③地域の家庭教育力向上など、子育て中の保護者の充実感を高めるための事業を、関係機関との連携のもと実施していきます。

また、子育て支援センターで「一時預かり事業」を実施し、子育て環境の充実に図ります。

さらに、給食費を含む保育料の完全無償化により、子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、社会福祉法人陽だまりが運営する「認定こども園めぐたま」への継続した事業運営支援と、新たに「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の実施により、より安心して子育てができる環境整備を推進し、子ども・子育て支援の充実に図ります。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

就労要件を問わず、時間単位で保育所等の利用ができる通園制度です。※利用には、事前登録が必要。

- ・対象：満6か月～満2歳児
- ・利用時間：月10時間まで／1人あたり
- ・料金：300円／1時間あたり



乳幼児と生徒のふれあい教室

継続	高齢者福祉サービスの充実	3,434万円
----	--------------	---------

「心かよう温かみのある地域福祉社会」を創造していくためには、サービスを必要とする高齢者が、家族や知人とともに地域で安心して暮らせるように在宅ケアを充実していく必要があります。

また、相互扶助機能の回復や、高齢者の健康・生きがいづくりといった地域福祉の確立のため、地域で支えあう体制づくりに、社会福祉協議会と連携して支援していきます。

継続	障がい者の自立支援とノーマライゼーションの推進	1億9,715万円
----	-------------------------	-----------

障がいのある方が自分らしく生活できる地域社会を実現するためには、制度の周知はもとより、そこから自分にあったサービスを主体的に選べるよう支援していくことが必要です。

近年の障がい者施策をふまえ、よりきめ細やかな福祉事業を実施するとともに、総合的な支援体制を充実させることでノーマライゼーションの一層の推進を目指します。

継続	国民健康保険事業	6,903万円
----	----------	---------

国民健康保険事業は最上地区広域連合（金山町・真室川町・鮭川村・戸沢村）で実施しています。保険事業の共同化による保険財政基盤の安定化を図り、業務運営の効率化に努め、特色ある保健事業等の推進により、保険料水準を維持できるよう努めます。

継続	介護保険事業	7億4,580万円
----	--------	-----------

介護保険は40歳以上のすべての人が納める保険料と、国・県・町の負担金を財源として、介護が必要となった被保険者と家族を支援するとともに、「地域包括支援センター」が中核となって高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるように地域ぐるみで高齢者一人ひとりを支える制度です。

今後も被保険者と家族のニーズに沿った、充実したサービスの展開に努めていきます。

継続	地域包括支援センター事業	前出の 介護保険事業のうち 4,397万円
----	--------------	-----------------------------

高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らすためには、介護や医療といった個々のサービスだけでなく、地域ぐるみで高齢者一人ひとりの生活

を総合的に支えていく体制が必要です。「地域包括支援センター」はその体制の中心となって町や地域の医療機関、ボランティア、サービス事業所などと協力しながら地域の高齢者の様々な相談に対応していきます。地域包括支援センターの役割は、大きく分けて次の4つです。

①総合相談

高齢者の皆さんやその家族、近所に暮らす方などから、介護に関する心配事や悩み、健康や医療、福祉や生活に関する相談、認知症の心配がある時の相談に応じます。

②介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された方、総合事業対象者が対象となります。

③権利擁護

高齢者の皆さんの権利を守ります。消費者被害の対応や虐待の早期発見、成年後見制度により人権や財産を守ります。

④包括的・継続的ケアマネジメント

医療機関、介護サービス事業所、NPO組織、民生委員などと連携し、高齢者の皆さんがより暮らしやすい地域づくりを包括的・継続的にサポートします。その他に、介護予防事業や、介護者の相談会、一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯等の生活状況把握と相談を行っています。



介護予防教室の様子

継続	後期高齢者医療保険事業	9,600万円
----	-------------	---------

75歳以上の方（65～74歳で一定以上の障害がある方も含む）が加入する「後期高齢者医療制度」は、山形県後期高齢者医療広域連合が主体となっています。被保険証等の交付や保険料の徴収事務、各種申請や相談等は、健康福祉課が担当しています。

適正な医療給付が行われるよう広域連合との連携を図っていきます。



各制度の利用には要件がありますので、まずは役場健康福祉課までご相談ください！

健康づくり・医療支援制度の要点

産前・産後サポート事業

すこやか相談、マタニティ教室等において、保健師・助産師による相談支援。伴走型相談支援として、初産婦と希望する妊婦に対し、妊娠8か月頃に保健師・助産師による面談を行います。

産後ケア事業

産婦の休息を目的として、医療機関でショートステイ型を実施。それにかかる費用の一部を助成。

デイサービス型とアウトリーチ型で、助産師による授乳ケアや支援を実施。それにかかる料金の全額を2回まで町で助成。

産婦健診事業

産婦健診（2週間健診・1か月健診）にかかる費用の全額を助成。県外で受ける場合は償還払い。

1か月児健診事業

1か月児健診にかかる費用の全額を助成。県外で受ける場合は償還払い。

妊婦健診

妊婦さんが健康で穏やかな妊娠生活を過ごし、安心して出産いただくため、妊婦健診費用を町が負担（感染症・がん検診・超音波検査等）。県外で受診する場合は償還払い。

●健診回数／14回

●町負担／14回合計 128,040円

※多胎妊娠の場合は、追加でかかる健診費用を5回分（5,000円／回）を助成。

※公費負担額は上限額のため、この金額を下回った場合は、実際にかかった額となります。

低所得妊婦初回産科受診料費助成事業

住民税非課税世帯（または同等の所得水準世帯）に属する妊婦の方を対象に、妊娠判定等を受ける初回の産科受診料費を全額助成（1回の妊娠につき1回まで、上限1万円）。

妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業

医学的な理由により、自宅から概ね60分以上の移動を要する周産期医療センター等で妊婦健診や出産、産婦健診、乳幼児健診を受診する場合にかかる交通費や宿泊費を助成。

妊婦のための支援給付

●対象者／申請日において町に住所を有する者。

●給付額／妊娠届出後と出産予定日の8週間前から申請を受け、それぞれ5万円（出産予定日の8週間前以降の申請はお子さん1人につき5万円）を現金給付。

※流産・死産・人工妊娠中絶の場合も給付対象となります。

不妊治療

赤ちゃんがほしい夫婦に対し、一般不妊治療の費用を年間10万円まで助成。

新生児聴覚検査

新生児の聴覚検査の費用を全額助成。

歯の健康づくり事業

乳幼児のむし歯予防で健康づくり、歯周疾患予防で8020運動の推進。

●乳児健診で歯科衛生士による指導

●1歳～小学校6年生はフッ素塗布無料

●歯周疾患検診事業／検診費の全額助成（20・30・40・50・60・70歳の希望者対象）

町立診療所ドック

町立診療所において少人数割でドック健診を実施。

●対象者／75歳以上の男性、75歳以上の女性で婦人科健診を受けない方、40～74歳の身体障がい者・要介護者

各種検診事業

検診センター分の間ドック健診については、腹部超音波検査（腹部エコー検査）などの追加項目がうけられる。また特定保健指導に該当した方は、健診当日と後日、指導を受けることが可能。健診料金については町が1/2～2/3補助。生活保護受給者は、特定健診、胃・大腸・肺・子宮・乳がん検診が全額助成。

- 肝炎ウイルス検診／検査費の全額助成（40・45・50・55・60・65・70歳で今までに肝炎ウイルス検査未実施の方対象）
- 骨粗鬆症検診／検査費の全額助成（40・45・50・55・60・65・70歳の女性対象）
- 胃がんのリスクを減らすために、胃がんリスク評価（ピロリ菌検査）の一部助成を実施。

がん患者等医療用ウィッグ・乳房補整具購入費助成

- 対象者／①がん等の治療により医療用ウィッグを作られた方
②がんの治療により乳房補整具を購入された方
- 助成額／①20,000円を上限に2分の1補助
②10,000円を上限に2分の1補助

重粒子線がん治療費助成

- 対象者／山形大学医学部附属病院において重粒子線治療を受けた方
- 助成額／628,000円を上限に補助

骨髄移植ドナー助成

- 対象者／骨髄等の提供が完了した方で、骨髄提供において他の補助金を受けていない方
- 助成額／入院した日数×20,000円の補助

定期予防接種A類

国が定める主に未就学児を対象とした予防接種で対象年齢の方は無料で接種することができます。対象の方には予診票等ご案内します。

- 対象の予防接種／B型肝炎、ロタウイルス、小児用肺炎球菌、五種混合（百日咳、破傷風・ジフテリア・ポリオ・ヒブ）、BCG、麻しん・風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）、子宮頸がん、RSウイルス（妊娠28週から37週までの妊婦が対象）

定期予防接種B類

国が定める主に65歳以上の方を対象とした予防接種で、町が一部助成（半額程度）をし自己負担を軽減しています。対象の方にはご案内をお送りします。

- 対象の予防接種・対象者

・高齢者インフルエンザ	65歳以上の方
・高齢者肺炎球菌	65歳の方
・高齢者新型コロナウイルス	65歳以上の方
・高齢者带状疱疹	65歳の方
- ※60歳以上65歳未満の障害を有する方の一部の方も対象となる場合があります。

※高齢者带状疱疹の経過措置があり、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳対象接種費用の一部を助成（令和12年3月31日まで）

- 助成額

・高齢者インフルエンザ	2,000円
-------------	--------

※今年の秋より採用される75歳以上対象の高用量インフルエンザワクチンの助成額につきましては後ほど決定し広報等でお知らせします。

・高齢者肺炎球菌	5,800円
・高齢者新型コロナウイルス	7,800円
・高齢者带状疱疹 2種類のワクチンがあります。	
生ワクチン(1回接種)	4,000円
組換えワクチン(2回接種)	10,000円

※自己負担額につきましては各医療機関で異なりますので、各医療機関にお問い合わせください。

風しん抗体検査・予防接種費用助成事業

風しんの感染・流行を防ぐために風しん抗体検査と、結果抗体価が陰性だった方に定期任意予防接種を実施。

- 対象者／昭和36年4月2日～平成7年4月1日生まれの男性、女性
- 内容／抗体検査全額無料、予防接種は抗体価8以下16の方は任意接種で一部補助。

小児の任意予防接種

【インフルエンザ予防接種】

- 対象者／生後6か月から高校3年生まで
- 助成額／2回接種

1回目	2,000円
2回目	1,500円
1回接種	2,000円

【おたふくかぜワクチン予防接種】

- 対象者／1歳から小学校入学前1年間まで2回
- 助成額／1回あたり3,500円

子育て支援医療の助成

最上地区広域連合（金山町・真室川町・鮭川村・戸沢村）が事業実施主体となり、子育て支援医療証を交付し、高校生年齢相当までの者に医療費を助成します。

- 対象者／0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者
- 助成内容／医療証を提示することで、県内医療機関等での窓口負担分（保険適用分）が無償となります。なお、県外医療機関等の受診分については償還払いとなります。

各種福祉制度の要点

児童福祉【育児・子育てに関する手当】

児童手当の支給

- 対象者／高校生年代までの子どもの養育者
- 月額／対象となる子ども1人あたり（0～3歳未満15,000円、3歳以上高校生10,000円、22歳年度末までの上の子について、親の経済的負担がある場合の第3子以降30,000円）
- 支給月／偶数月の年6回

児童扶養手当の支給（県事業）

- 対象者／ひとり親家庭で18歳未満（障がい児は20歳未満）の児童を養育している方
- 月額／児童1人の場合48,050円～0円、児童2人目以降1人につき11,350円～0円加算
※所得によって異なります
- 支給月／1月・3月・5月・7月・9月・11月の年6回

特別児童扶養手当の支給（県事業）

- 対象者／精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方
- 月額／1級障がい児 58,450円
2級障がい児 38,930円
※所得制限があります
- 支給月／4月・8月・11月の年3回

家庭育児支援金

保育施設へ入所せずに家庭でお子さんを保育している保護者に対して、金山町家庭育児支援金を支給し、家庭育児を応援します。

- 月額／1人あたり 10,000円
- 支給日／6月・10月・2月の年3回

児童福祉【子どもに関する祝い金】

出産祝い金

- 対象者／子の出生時、金山町に引き続き5年以上住所を有しようとしている親権者
- 祝金の額／第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円
- 交付時期／出生から1ヵ月後以降に訪問し贈呈

入学等祝い金

- 対象者／小学校・中学校に入学する児童及び中学校を卒業する児童の親権者
※町に継続して5年以上住所を有する予定の方に限る
- 交付の額／小学校入学時 3万円
中学校入学時 5万円
中学校卒業時 3万円
- 交付時期／入学等の前年度の2月に贈呈

児童福祉【各種助成金】

保育料・給食費完全無償化

給食費含む、保育料の完全無償化を実施し、子ども・子育て支援事業の充実、乳幼児期の教育・保育の推進を実施します。

- 対象者／認定こども園等に通園する児童の保護者

病児預かり保育施設利用料助成金

病児預かり事業を実施している保育施設を利用した際の利用料の2分の1を助成。

- 申請方法／対象者は申請用紙を町へ申請、補助決定後、指定口座へ入金

放課後児童クラブ利用料助成事業

放課後児童クラブに通う生活保護世帯、就学援助費の受給対象児、当該年度の町民税が非課税世帯の利用児童について、利用料の2分の1を助成。

- 申請方法／当該年度の3月に町へ申請、補助決定後、指定口座へ入金

母子・父子・寡婦

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（県事業）

母子、父子、寡婦家庭の子の進学や母の自立のための資金を（修学資金、就学支度金、技能習得資金、修業資金等）を無利子又は低利（1.0%）で貸付。

男性の育児休業取得及び子の看護等による 休暇取得促進奨励金

〈男性育休〉

- 対象／男性に育休を取得させた事業所に助成。（国の「子育てパパ支援助成金」では対象外となる産後8週以降に育児休業を取得した場合に限る。）
- 奨励金の額／出生児1人あたり20万円

〈子の看護等による休暇〉

- 対象／子の看護等による休暇を取得させた時間に
応じた補助金を事業所に助成。

- 奨励金の額／最低賃金単価×休暇取得時間
(従業員一人当たりの上限：月8時間)

高齢者福祉

生活管理指導員派遣事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、日常生活において支援を必要とする方並びに介護保険法に基づく介護認定で自立および要支援と認定された方に、日常生活に関する支援・指導を実施。

- 利用料金（週2回まで）
1時間250円、1時間30分300円

ねたきり老人等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

70歳以上のひとり暮らし、または二人暮らし高齢者世帯及び65歳以上の寝たきり及び重度障がい者等に対し、掛・敷布団、毛布等の洗濯、乾燥、消毒サービスを提供。

- 利用者負担／利用料金の1割

要介護認定者等紙おむつ支給事業

要介護認定を受けており、トイレ等への移動が困難等、紙おむつを必要とする状態の方が対象。(施設入所者は対象外となります)

- 支給額【支給対象額の1割は支給対象者が負担】
- ①支給対象者の介護保険料段階が1～3段階
月額8,000円以内
- ②支給対象者の介護保険料段階が4～5段階
月額4,000円以内

在宅要介護者介護激励金

要介護度3・4・5の要介護高齢者を在宅で介護している方に在宅介護期間に応じ支給します。

- 支給額 10,000円/月
- 申請する年度の前年度の1月1日からの1年間を基準に30日以上在宅介護期間に応じ支給。
- 支給対象期間において、医療機関への入院、施設入所及びショートステイを利用して減算対象となった利用期間は除きます。

緊急通報システム設置事業（やすらぎ電話）

おおむね65歳以上のひとり暮らし等で安否の確認を行う必要のある方に設置。固定電話がない世帯でも利用可能。

いきいきデイサービス事業(さわやかサロンへの委託)

高齢者を対象として、手づくりの食事提供、趣味活動、軽スポーツ及び日常生活への支援、交流等、

ボランティアによるデイサービスを実施。

- 週1回（水）／利用者負担1回700円程度

高齢者生活支援ハウス運営事業

原則、60歳以上ひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯及び家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢のため独立した生活に不安がある方に対して、みすぎ荘の居住部門における住居の提供と各種相談、助言を実施。利用者負担基準による負担あり（光熱水費は実費負担）。

長寿祝金支給事業

満年齢100歳に達した方及びその家族に対して、長寿を賀し永年に渡る社会貢献への感謝と敬老の意を表し、長寿者に20万円と賀詞、その家族に激励金として10万円を贈呈（ただし長寿者と同居の場合のみ）。

除雪費支援事業

自力で除雪できないひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等へ、除雪費の一部を支援（住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯で支援者がいない方）。

- 支援額／今年度の対象経費上限額は72,000円の予定（うち非課税世帯は1割個人負担、均等割のみ世帯は3割負担）

金山町要介護者等移送サービス助成事業

- 対象者／要介護者の日常生活自立度（介護保険法における主治医意見書等）が、B1～C2の状態にある方または身体障害者手帳1級、2級を所持している方で、リフト付き車両以外での移動が困難な状態にある方。
- 助成額／利用料金の9割～7割（1割～3割は自己負担）。
- ※自己負担割合は、介護保険サービス利用時の自己負担割合に準じます。
- 助成額の上限／1日あたり25,000円（自己負担額を含む）、年間30万円（自己負担額を含まない）まで

福祉用具購入・住宅改修

要介護（支援）の認定を受けている方に対し、福祉用具の購入や住宅改修の費用の一部を給付。原則は利用者が費用の全額をいったん支払った後の給付となりますが、住民税非課税世帯の場合、自己負担分のみを支払う「受領委任払い」も利用できます。

難聴者補聴器購入助成事業

町内に住所を有する18歳以上の方で、身体障害者手帳に該当しない方のうち、聴力の低下により日常生活に支障をきたしている者の補聴器購入費用の一部を助成。

- 助成額／購入費用の2分の1（限度額：住民税課税世帯は最大2万円、住民税非課税世帯及び生活保護世帯は最大4万円の助成。）

※修理、部品の交換及び調整等の費用は対象としない。

高齢者ハンドル形電動車いす購入助成事業

高齢者が外出する際の利便性の向上と、社会参加の促進を図ることを目的とし、購入費用の一部を助成。

- 対象者／金山町に住所がある65歳以上の方のうち、自動車運転免許証を保有していないもしくは返納を予定している方、町税等納付金に滞納がない方、介護保険法に基づく保険給付によるレンタルを受けることができない方。
 - 助成額／購入費用の3分の1以内（限度額10万円）
- ※新品であり、日本産業規格（JIS）T9208に該当するシニアカーが対象。

高齢者等エアコン設置助成事業

高齢者等の熱中症等の健康被害防止のため、自宅に使用できるエアコンのない世帯に対し、新品エアコンの購入費用及び設置費用の一部を助成。

- 対象世帯／住民税非課税世帯であり、居住する住宅において使用できるエアコンが無い世帯のうち、①70歳以上のみの世帯、②身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者がいる世帯、③療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者がいる世帯、④未就学児がいる世帯のいずれかに該当する世帯とする。
- 助成額／費用の2分の1以下、または5万円のいずれか少ない額を助成

障がい福祉

福祉タクシー事業

- 対象者／身体障害者手帳1級～4級、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持し、当該年度の市町村民税等が非課税の方で、金山町に住所があり、居住している方
- 助成額／基本料金として福祉タクシー券を年間24枚交付（月2枚まで）

人工透析通院交通費助成事業

- 対象者／人工透析療法により自家用車又は公共交通機関を利用し通院している前年所得税非課税世帯の方で、金山町に住所があり、居住している方
- 助成額／月額3,000円を限度として助成（通院距離に応じて決定）。

障害者紙おむつ支給事業

- 対象者／当町に住所を有する者で身体障害者手帳1級・2級または療育手帳を所持していて、常時失禁状態にある重度障がい者（市町村民税等が非課税の方）
- 支給額／月額8,000円以内

在宅酸素療法者支援事業

- 対象者／在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者の方で身体障害者手帳（1・2級を除く）をお持ちの方
- 助成額／月額2,000円を限度として電気料を助成（消費電力量に応じて決定）

障害者災害対策用品購入費補助金交付事業

災害発生時に必要となる非常用電源装置の購入に係る費用の一部を補助。

- 対象者／在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器を使用している呼吸器機能障がい者の方
- 助成額／対象経費の9割（上限は10万円まで）

重度障害者介護者激励金支給事業

日常生活の全てについて全面介護を要し、身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aを所持している、20歳以上65歳未満の者を1月1日からの1年間を基準とし在宅で30日以上介護している方に在宅介護期間に応じ支給。

- 支給額：1か月当たり10,000円

障がい福祉サービス

身体・知的・精神に障がいがある方（児）及び難病患者の障がい福祉サービス。所得に応じて負担上限月額や軽減あり。

- ①介護給付／居宅介護、施設入所、短期入所など
- ②訓練等給付／グループホーム、就労継続支援、就労移行支援など
- ③障害児通所給付／児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など
- ④総合支援医療給付／障がいの軽減や機能回復のための医療給付
・更生医療：心臓、腎臓、肢体などに障がいのあ

る方（身体障害者手帳が必要）

- ・精神通院医療：精神科等へ通院されている方
- ・育成医療：身体に障がいがある児童

⑤補装具給付事業／身体の障がいを補うため、障がいの状態に応じて車いす、補聴器などの補装具を支給（身体障害者手帳もしくは特定疾患医療受給者証等）

日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者（児）及び難病患者で身体障害者手帳もしくは特定疾患医療受給者証等をお持ちの方に特殊寝台・吸引器・ストマ用装具などを支給。

- 支給額／対象経費の9割

特別障害者手当・障害児福祉手当制度

精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方。

- 手当月額／特別障害者手当30,450円、障害児福祉手当16,560円
- 支給月／2月・5月・8月・11月の年4回

生きがいつくり事業

～いつまでも住み慣れた金山で
自分らしく過ごすために～

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防と高齢者の社会参加、生活支援を一体的に行うサービス。

- 訪問介護／ヘルパーによる身体介護（食事・入浴）、生活支援（掃除・洗濯）等
- 訪問リハビリ／理学療法士による訪問指導等、機能回復を目的とした3か月間の短期集中支援。
- 通所介護／デイサービスによる日常生活支援（健康チェック・食事・入浴）等
- わかがえり教室／週1回の通いの場で運動・認知・口腔機能向上を目指す
- もっとわかがえり会／住民主体の集いの場で、週1回の運動を取り入れた内容
- らくらくパワークラブ／通所によるリハビリ運動等、機能回復を目的とした3か月間の短期集中支援。

介護予防や居場所づくりへの支援

高齢者がいきいきと過ごすために、地域に介護予防運動や交流の場をつくるための支援。

- みんなの居場所づくり／地区公民館等を拠点に、タブレット等デジタル活用も含め、介護予防運動や集いの場、世代をこえた交流等を行う団体に対

し年間30,000円（上限）の費用を補助

- 小さな拠点づくり／・元気高齢者や地区サロンの担い手が健康づくりや介護予防を実践。
・生活支援サービスを行うボランティアの養成。

在宅介護を応援する会

介護について気軽に相談・学習ができ、介護者のリフレッシュになる場として、また高齢者自身の居場所として、年3回程度開催。（会場はマルコの蔵）

物忘れ相談

認知症の早期発見のため、タッチパネルを使った物忘れチェックを行う（随時実施）。

認知症サポーター養成講座

認知症への正しい知識や適切な対応方法を普及（小学校や各団体等で随時実施）。講座修了後は「金山町高齢者あんしん応援隊」として地域の中で、高齢者見守りや声がけをお願いしている。

ひとり歩き高齢者等支援事業

認知症等でひとり歩きのおそれがある方の情報を、事前に町や警察に登録し、行方不明時に迅速な捜索につなげる。

生活支援体制整備事業

高齢者等の生活支援のための、町内サービス（資源）情報の把握や周知、有償ボランティア等の仕組みづくりを行う。

介護支援専門員研修会

ケアマネジャーの資質向上や関係機関の顔の見える関係づくりのため、研修会を実施。

自立支援型地域ケア会議

医療（リハビリ職等）、介護の専門職が個別のケース検討により、町の課題を把握し、解決に向けた提案を行う（年4回）。

在宅医療・介護連携推進事業

最上地域8市町村が広域で設置する@ほーむがみ（県立新庄病院内）を拠点に、入退院、在宅療養、在宅看取り等の支援を、医療機関や介護事業所等と連携し行う。

国民年金制度について

20歳以上60歳未満の人はすべての人が国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となっています。国民年金の加入者のことを「被保険者」といい、保険料の納め方により3つの種別に分かれています。

種別	加入する人	加入・変更の手続	保険料の納め方
第1号被保険者	自営業・学生など(20歳以上60歳未満)	金山町役場	国から国民年金保険料の納付書が送付される
第2号被保険者	会社員・公務員(20歳以上70歳未満)	勤務先	給与や賞与から厚生年金保険等として天引きされる
第3号被保険者	会社員・公務員に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)	配偶者の勤務先	第3号被保険者であることを届出すると自分で保険料を納める必要はない

※令和4年4月以降、初めて年金制度に加入する方には、年金手帳に変わり「基礎年金番号通知書」が発行されます。

■こんなときには届出が必要です

下記のように第2号被保険者から第1号被保険者、または第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変わったときは健康福祉課で届出をお願いします。※種別が変更になった時点で、すでに60歳以上の方は届出の必要はありません。

届出が必要な場合	役場に持参してもらうもの
60歳になる前に職場を退職した場合	・年金手帳(お持ちの場合) ・離職年月日のわかる書類
配偶者(第2号被保険者)が職場を退職した場合	・年金手帳(お持ちの場合) ・配偶者の離職年月日のわかる書類
年取が増えて配偶者(第2号被保険者)の扶養からはずれた場合	・年金手帳(お持ちの場合) ・扶養抹消年月日のわかる書類
離婚や配偶者の死亡により被扶養配偶者でなくなった場合	・年金手帳(お持ちの場合) ・扶養抹消年月日のわかる書類

■国民年金保険料について

第1号被保険者は国が発行する納付書または口座

振替で、直接国に納めます。令和8年度の保険料(毎月納付)は月額17,920円となっています。

※希望者は付加保険料(月額400円)を納めることもできます。

※保険料が割引きとなる前納制度もあります。

※納めた国民年金保険料は、年末調整や確定申告の際に社会保険料控除の対象となります。

※保険料を未納のままにしておくと、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに、「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

■国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

保険料の納付が経済的に困難な場合、本人が申請することで保険料の納付が免除・納付猶予される制度があります。申請は健康福祉課窓口で行うことができます。

※原則的に毎年度申請が必要です。

(1) 保険料免除制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることで、保険料の全額または一部が免除される制度です。

免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

(2) 保険料納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることで、保険料の納付が猶予される制度です。

(3) 学生納付特例申請

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることで、保険料の納付が猶予される制度です。

※毎年度申請が必要です。

※初年度の申請時には、学生証(写し)や在学証明書(原本)の添付が必要です。

(4) 産前産後期間の免除制度

平成31年4月から始まった制度で、国民年金第1号被保険者が出産を行った際、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。

※出産予定日の6ヵ月前から申請できます。

■障害基礎年金について

国民年金加入中にけがや病気等により一定以上の障害が残ってしまった場合に受給することができます。ただし障害を受ける前に保険料の未納期間があると受給できないこともあります。

障害に関する年金の手続きは、そのけがや病気ですべて「初めて医療機関を受診した日」にどの年金制度(厚生年金、共済等)に加入していたかによって、請求する制度や手続きする場所が変わります。

国民年金加入者は、役場健康福祉課、厚生年金加入者は、年金事務所となります。

継続	中高一貫教育実践事業	40万円
----	------------	------

英語学習活動の連携や、地域の課題に応じたフィールドワークを通して解決の方法を考え提案する創郷学習（金山学）、インターンシップや地域体験学習などの教育活動を支援します。

また、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう中高連携支援員を配置し、金山中学校と新庄神室産業高等学校金山校の連携を深めながら、より丁寧な中高一貫教育を進めます。

継続	小中学校特別支援教育推進事業	3,538万円
----	----------------	---------

「金山町教育の大綱（適時適育の金山）」に基づく教育推進のため、授業づくりや体験活動を通じて、すべての子どもたちを尊重する教育を実践し、年間を通した子どもの観察・相談を行うとともに、心身の発達に応じた適時適育を実践するため、専門家による指導等を行います。

また、教育的配慮が必要な児童生徒に対するきめ細やかな支援を行うために教育支援員を配置します。（町内小中（兼高）学校、計10名配置）

継続	学力向上対策事業	594万円
----	----------	-------

児童生徒一人ひとりの理解度や習熟度に応じて学習意欲の向上を図るとともに、家庭学習の大切さを学び、自ら学ぶ習慣につなげる学習環境づくりを進めます。その取り組みの一つに、算数（数学）・英語を中心とした町独自の学習塾（「イザベラ塾」）を夏季休業や学年末休業等を活用して開催し、すべての児童生徒に学習機会を提供します。さらに今年度は小学生も対象とした英検対策講座を実施します。

外国語指導員を配置し、小学校から中学校へのスムーズな学びの流れを整えると同時に、外国語の指導を通じてコミュニケーション力の育成と国際理解教育を推進します。また、英語を使って一日の生活体験を楽しみながら行う「グローバルミーティング」を、今年度もシェーネスハイム金山で開催します。

引き続き中学校全校生徒を対象に実用英語技能検定（英検）検定料の全額補助、希望生徒を対象に数学検定料と漢字検定料の全額補助を行い、教育の機会確保と学習意欲の向上に努めます。

継続	小中学校就学指導及び就学援助事業	215万円
----	------------------	-------

新入学児童対象の就学時健康診断を、学校医およ

び町委託医の協力のもと実施するとともに、児童生徒の教育的ニーズの把握と教育相談等を活用し、児童生徒の適正な就学指導を推進します。

また、経済的理由で就学に不安を抱える児童生徒の保護者に対し、学用品費・校外活動費・体育実技用具費（小学校のスキーのみ対象）・修学旅行費等を支給するとともに、特別支援学級在籍の児童生徒の保護者の経済的負担軽減を目的とし、修学旅行費・学用品費等の一部を補助します。

継続	小中学校ICT教育環境整備事業	1,746万円
----	-----------------	---------

教育現場におけるICT環境の整備を進め、情報化時代に柔軟に対応できる児童生徒の育成を図ります。

GIGAスクール構想第2期として、令和7年度に更新した一人一台タブレットについては、その活用をさらに深めるため、ICT教育支援員の派遣を継続します。

また、デジタル化による校務環境の整備を引き続き充実させ、教員の指導力向上を図るとともに、創意工夫を生かした学びを支援します。

継続	新庄神室産業高等学校金山校魅力化推進事業	4,500万円
----	----------------------	---------

金山校の魅力化を推進し金山校の存続と地域の活性化を図るため「地域みらい留学事業」に参画し、金山校の魅力を全国へ発信するとともに、魅力化コーディネーターを配置し県外生徒等の受け入れや募集活動、ホームページ等の活用やサークル活動の支援を行います。

併せて、県外生徒等が安心して学生生活を送るための学生寮を運営します。

また、支援の一環として引き続き、スポーツ及び学習振興支援、各種検定料を補助し、スポーツ及び学習意欲の向上と希望進路達成に向けた支援を行います。

経済的負担を軽減するため、引き続き、町外通学者に対して通学費（山形交通バス定期券料金の半額）を支援します。

継続	学校・家庭・地域の連携協働推進事業	978万円
----	-------------------	-------

学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進することにより、学校を核とした地域住民等の参画や地域の特色を活かした事業の展開を図ります。また、町全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ります。

●金山町立小中学校運営協議会

- 地域学校協働本部事業
- 放課後子ども教室等開催事業
森の子ども図書教室・こども伝統芸能教室・かねやまアフタースクール（学童クラブとの共同イベント）
- やまがた子育て講座
- 幼児共育ふれあい広場

継続	青少年健全育成活動事業	73万円
----	-------------	------

町青少年育成町民会議は、青少年問題の重要性に鑑み、広く町民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的としています。

主な活動としては、モラル・マナーの向上運動の実施、子どもを事故・犯罪から守る運動の実施、いじめ防止、青少年健全育成町民大会の開催等です。

また、青少年健全育成に積極的に取り組む青少年育成推進員、最上広域青少年指導センター指導委員の活動を推進します。

継続	ボランティア活動支援事業	10万円
----	--------------	------

中学生・高校生のボランティア活動やセミナー及び研修会等参加の支援を行います。

中高生ボランティアサークル「SUGI☆スターズ」の活動を支援します。

継続	生涯活躍推進事業「寿大学」	7万円
----	---------------	-----

各地区老人クラブのご協力をいただきながら、町内在住の60歳以上の方に広く学習や健康づくりに関する場を提供できるよう、健康福祉課と連携した事業を開催します。また、寿大学を町社会福祉協議会と協働で開催します。

継続	歴史的財産の保全・活用事業	57万円
----	---------------	------

有形・無形の文化財の発掘・保全・継承について、調査・研究を行うとともに、重要な文化財を保存するため、保存関連団体の支援を継続します。

- 歴史関連資料の収集
- 文化財の調査・保存・案内表示
- 谷口銀山関連史跡の維持・保存
- 伝統芸能保存団体の支援（稲沢番楽保存会・柳原番楽保存会・安沢歌舞伎保存会）
- 各種伝統芸能発表会への参加
- 昔話研究会への支援

継続	公民館大会・生涯学習推進大会の実施事業	32万円
----	---------------------	------

地域の課題を共有し、解決する方策を考える機会や地域及び団体活動等による町づくり優良事例を発表する場、芸術文化協会加盟団体の展示・活動発表の場として、公民館大会・生涯学習推進大会を開催します。

また、中高生及び大学生による町づくり、景観施策、歴史的財産等の調査・研究の成果を発表する場を提供します。

継続	芸術文化振興事業	44万円
----	----------	------

いきいき芸術・文化の人づくりをすすめるために、町民が参加する文化活動の展示・発表する機会を提供し、芸術文化の理解と、親しむ機会を作ります。

さらに、町内の芸術文化を担う団体を育成・支援するとともに、優れた作品に触れる機会を提供することで、町民の活動意欲を高めていきます。また、金山小唄踊りの普及に努めます。

- 芸術文化協会舞台発表会への支援
- 各種展覧会（随時）

継続	スポーツ推進委員活動推進事業	98万円
----	----------------	------

町のスポーツ振興のために事業の企画・立案を行い、金山健康ふれあいスポーツクラブの役員及びスタッフとして活躍するスポーツ推進委員の活動を支援します。また、レクリエーションスポーツ等の普及などを行い、町民の健康づくり活動を推進していきます。

継続	金山健康ふれあいスポーツクラブ支援事業	150万円
----	---------------------	-------

平成14年に設立し、今年度23周年を迎えた「金山健康ふれあいスポーツクラブ」の活動を支援し、充実した社会体育の場を醸成することで、町民のスポーツ実施率向上や健康づくり活動の普及に貢献していきます。

クラブの事務局にスポーツ推進員を配置し、町民および会員の皆さんに、より質の高いスポーツ環境を提供していきます。現状に合う規約や組織体制の見直しを行い、会員の皆さんが主体的に関わることができる「自分たちのクラブ」を構築することを目指します。

また、これまで同様に町健康づくりプロジェクトチームとして参画し、高齢者を対象とした健康づく

り推進や、子どもたち向けのスポーツに取り組むきっかけづくりの場などを提供しながら、健康寿命の延伸や介護保険料の負担軽減を目指します。

●**スポレク部門**

バドミントン、フットサル、ノルディックウォーキング、アルペンスキー

●**ジュニア部門**

クロスカントリースキー、野球、バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス（休止中）

●**スポ少部門（金山スポーツ少年団）**

クロスカントリースキー、野球、ミニバスケットボール、サッカー、柔道

●**イベント部門**

カムロトレイルランニング大会、金山モルック大会、リフレッシュヨガ教室、パイアスロン体験会

●**その他**

スポーツ講演会、指導者研修会、スポーツ少年団表彰など



金山モルック大会

継 続	クロスカントリースキー強化事業	417万円
--------	------------------------	-------

町クロスカントリースキー強化委員会が実施する強化事業に対して補助金を交付し、クロスカントリースキーの普及とジュニア層の育成を図り、将来にわたり全国大会及び国際大会等で活躍できる選手の育成を小中高一貫指導のもとに推進します。

また、令和4年度から童スポーツクラブとは別に小学クラス強化指定選手枠を増設し、より専門的な指導による競技力の向上、クロスカントリースキーに対する興味関心の向上を目指します。

●**小学生クラス**

クロスカントリースキーの楽しさを感じるような指導と競技者数の底辺拡大を図ります。また、中学生、高校生クラスとの合同練習会や交流の場を設けて、次のステージにつながる選手育成を目指します。

●**中学生・高校生クラス**

クロスカントリースキーの楽しさが感じられるような指導とともに、長期的視点に立った一貫性のあ

る指導と強化を行い、将来的に全国・世界レベルでの活躍が期待できる選手の育成を目指します。

●**全体**

クロスカントリースキー競技を通じて、礼儀・マナー・モラルなどが身についた健全な青少年の育成を目指すとともに、強化委員会・保護者・学校等との情報交換及び連携強化に努めます。

継 続	体育施設等管理運営事業	1,621万円
--------	--------------------	---------

健康づくり及びスポーツ活動、さらには交流の場づくりの拠点となる体育センター、町民運動場の適正な管理と利用日程の調整を行います。

金山健康ふれあいスポーツクラブの定期活動、スポーツ少年団活動には、無償で貸し出しを行います。また、スポーツ協会加盟団体には減免措置を行い、利用負担の軽減を図ります。

令和8年度は、体育センターのトイレ洋式化改修とバスケットボールリングの更新工事を実施します。



金山町体育センター

継 続	学校給食共同調理場運営事業	8,256万円
--------	----------------------	---------

児童・生徒に安全・安心で、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供し、学校給食を通じて食の大切さや正しい食習慣が身につくように食育の啓発活動を行います。また、地産地消を推進し、郷土料理を給食に取り入れるなど、地域の産業や食文化への理解を深め、季節や年間行事に合わせたメニュー、親子給食やバイキング給食など、楽しい給食になるよう努めます。

子育て支援策の一環として、令和7年度から実施している児童・生徒の給食費無償化は、令和8年度においても継続して実施します。



町議会

町の仕事は、道路整備や福祉・教育など、町民の生活全般に直接かかわるものです。

これらの仕事を行うために、選挙で選ばれた町民の代表である10名の議員によって、町の予算や条例などを決め、町民生活の中での様々な問題の解決策を検討します。

議員で構成される合議体である議会は、町政を進めていく上で大切な事柄を決める議決機関です。町長が事業を行うための予算を提案しても、議会の議決がなければ執行することができません。議会と町長の関係は、車の車輪に例えられ、両者はお互いに独立した立場（二元代表制）にあって、それぞれ協力しながらより良い町づくりを推進していきます。

請願と陳情

どなたでも、町政について要望等を、請願書・陳情書として町議会に提出することができます。

- 請願／請願は、担当する常任委員会などで審査し、その結果をもとに本会議で採決します。採決された請願は、その結果を提出者に通知します。なお、結論が出ずに次の会議で審査するものは、継続審査になります。請願の方法は、①請願書に、請願の趣旨、提出月日、請願者の住所、連絡先電話番号を記載し、請願者が署名又は記名押印する。（請願書の様式は任意）、②紹介議員（2名）の署名又は記名押印をもらう。以上の要件を備えた書類を町議会議長あてに提出してください。
- 陳情／陳情またはこれに類するもので議長が必要と認めるものは、請願の例により処理します。（陳情の方法は請願と同じ要領ですが、紹介議員は必要ありません。）

※請願・陳情に関する内容は、議会事務局にお問い合わせください。

会議と傍聴

本会議などは、どなたでも（乳幼児を除いて）傍聴できますので、お気軽に傍聴してください。通常、本会議は10時からです。傍聴の申請は、本会議の開かれる日に役場庁舎3階議場前で受付します。受付で受付票に「住所」・「氏名」・「年齢」を記入していただきます。

なお、入場の際は、携帯電話等の電源を切るとともに、傍聴規則を守り、静かに傍聴されるようお願いいたします。

議会報告会・意見交換会

平成23年度から町民の皆様のご意見を町政に反映するため、各地域で議会報告会を開催してきました。今後も金山町議会基本条例第5条の規定により、

若者や女性の参加者が増えるような工夫をしながら、議会報告会や意見交換会を開催してまいります。

議会活性化の取り組み

平成23年6月に初めて議会活性化特別委員会を設置し、議員活動の指針となる「金山町議会基本条例」（別記）の制定や各種団体との意見交換など、「存在感のある開かれた議会」を目指して日々活動に取り組んできました。

今任期においても議会活性化・DX推進特別委員会を設置しており、議会におけるデジタル化の推進や皆様のご意見をもとに町長に政策提言を行うなどの活動を通して、「町民の信託に応える議会」を目指してまいります。

議員名簿（敬称略、当選回数、年齢順）

- 定数／10名
- 議員任期／令和5年5月1日～令和9年4月30日
- 議長：栗田保則（6期目・下中田）、副議長：沼澤道也（4期目・片貝）、矢口政一（8期目・柳原）、須藤典夫（7期目・田茂沢）、寒河江宏一（6期目・七日町）、中村忠行（3期目・三枝）、星川智子（2期目・七日町）、大場洋介（2期目・山崎）、五十嵐優一（1期目・下向）、宮林聡志（1期目・稲沢）



議会の構成（敬称略）

- 議会運営委員会／矢口政一委員長、須藤典夫副委員長、寒河江宏一、中村忠行、星川智子、大場洋介、五十嵐優一、宮林聡志
- 各常任委員会
【総務文教常任委員会】寒河江宏一委員長、五十嵐優一副委員長、矢口政一、中村忠行、栗田保則
【産業厚生常任委員会】大場洋介委員長、宮林聡志副委員長、須藤典夫、星川智子、沼澤道也
【議会広報常任委員会】星川智子委員長、中村忠行副委員長、大場洋介、五十嵐優一、宮林聡志
- 各所管議会等派遣議員
最上広域市町村圏事務組合議会議員／栗田保則、寒河江宏一
- 最上地区広域連合議会議員／栗田保則、大場洋介
- 議会選出監査委員／中村忠行

継 続	金山診療所の円滑な運営と信頼される医療体制の整備
--------	---------------------------------

- ・内科は今井洋汰所長、県立新庄病院の菅沼志穂医師（木曜日・午前）
- ・外科（第2火曜日・午前、第3火曜日）は県立中央病院医師による代診
- ・小児科（火曜日・木曜日）は藤山純一医師
- ・精神科（第4月曜日・午後）は手塚裕之医師
- ・胃内視鏡検査（第2・第4水曜日）は県立河北病院の久米井智医師

●令和8年度の医師週間担当表（都合により変更となる場合がありますのでご了承ください）

		月	火	水	木	金
午前	検 査			第2、第4 胃内視鏡 久米井智	エコー検査 (9:00~10:00) 今井洋汰	
	総合診療科 内 科	今井洋汰		今井洋汰	県立新庄病院 菅沼志穂	今井洋汰
	総合診療科 外 科		第2、第3 県立中央病院 代 診			
	小児科		藤山純一		藤山純一	
午後	総合診療科 内 科	今井洋汰			今井洋汰	今井洋汰
	総合診療科 外 科		第3 県立中央病院 代 診	(休診)		
	小児科		藤山純一		藤山純一	
	精神科	第4 手塚裕之				
夕 診				第1～第4 今井洋汰		

●外来診療受付時間 ※土曜・日曜、祝日（12月29日～1月3日含む）を除く

		受付時間	診療開始時間
内 科 外 科 小児科 精神科(午後)	午前の部	8:30~11:30	9:00
	午後の部	13:30~16:00 ※水曜日は休診	14:00
夕 診	夕方部 (水曜日)	17:00~19:00	17:00
平日夜間・休日の 医師への連絡体制	特別養護老人ホームみすぎ荘に入所されている方、訪問診療をご利用されている方、訪問看護ステーションを利用され「かかりつけ医」になっている方は緊急時（救急搬送等の相談、看取り対応）に24時間電話対応します。 ※詳細は、利用者の方々に個別にご説明いたします。(☎52-2915)		

美しい自然 清い心の町 かねやま

四季 奏でる町 金山

2026 町のすがた

金山町は、昭和57年に全国に先駆けて施行した情報公開制度「公文書公開条例」をはじめ、町民が誇りとする美しい景観保持・創造や地域産業の活性化を目的とした「街並み景観条例」を制定し、「街並みづくり100年運動」に取り組んでいます。

令和3年度に策定した「第5次金山町総合発展計画」に掲げた6つの基本目標「魅力と活力の向上、安心して働くことができるまち」「新しいつながりと定着、住んで良かったと思えるまち」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなう、誰もが生きがいをもてるまち」「ひとが集う、持続可能なまち」「誰もが活躍できる地域社会／生涯活躍のまち」「健全で持続可能な行財政運営」と、4つの重点プロジェクト「雇用安定・移住」「定住推進」「結婚・出産・子育て」「地域連携・生涯活躍」に沿って事業を展開していきます。

四季折々の美しい自然、先人が築いてきた歴史・文化の中で、次代を担う子供たちに「美しい自然 清い心の町 金山」を継承していくため「みんなが主役、みんなの故郷、金山町」を目指します。

沿革

往古は詳細に判明しませんが、大永より天文年間には鮭延領として秋田仙北小野寺氏の一門佐々木氏に属していた金山は、天正9（1581）年最上出羽守少将義光が佐々木氏を破り、仙北の備えとして丹与惣左衛門政直をして金山城が築城されました。

元和8（1622）年になって最上氏が退転し、戸沢政盛新庄藩主に支配されて以来、明治4（1871）年の廃藩置県までの250年間にわたり、戸沢氏の領するところとなりました。戸沢藩政時代は現在の金山及び及位を併せて金山郷といい、金山に代官所を置き、その下に組頭の制度を設けました。明治4年廃藩置県が行われ、金山に戸長、副戸長を置きました。

同17（1884）年、金山、山崎、上台、安沢、下野明、有屋、中田の7ヶ村は組合となって、金山戸長の支配を受け、朴山、飛森、谷口銀山、漆野の組合は朴山戸長の支配を受け、明治22（1889）年の市町村制の実施により二つの組合をあわせて金山村となり、旧村は大字となりました。その後、大正14（1925）年1月1日に町制を施行して以来、合併することなく現在に至ります。

位置と地勢

本町は、山形県の東北部（最上郡）に位置し、東西約18キロメートル、南北約14キロメートルのほぼ三角形をなしており、北と西は同郡真室川町、東は秋田県湯沢市、南は新庄市に接しています。

極東…東経140度29分43秒、極西…東経140度17分04秒、極南…北緯38度50分28秒、極北…北緯38度57分45秒 面積は、161.67平方キロメートル。山形県の面積の1.7パーセントにあたり、最上地域の面積の8.9パーセントを占めます。

※令和6年度分固定資産の価格等の概要調書構成比

地目	田	畑	山林	原野	雑種地	宅地	その他	計
面積	16.89km ²	2.28km ²	106.52km ²	5.01km ²	1.19km ²	1.76km ²	28.02km ²	161.67km ²
構成比	10.4%	1.4%	65.9%	3.1%	0.7%	1.1%	17.4%	100.0%

一般会計予算 総額54億3,000万円 (単位：万円・%)

歳入 ※令和8年度当初

科目	金額	比率
町税	42,087	7.8
地方譲与税等交付金	17,119	3.2
地方交付税	236,900	43.6
分担金・負担金	103	0.0
使用料・手数料	4,981	0.9
国・県支出金	68,641	12.6
繰入金	46,764	8.6
繰越金	9,000	1.7
諸収入	4,631	0.9
町債	90,890	16.7
その他	21,884	4.0
合計	543,000	100.0

歳出 ※令和8年度当初

科目	金額	比率
人件費	92,103	17.0
扶助費	42,480	7.8
公債費	46,958	8.6
物件費	93,137	17.2
維持補修費	21,556	4.0
補助費等	85,404	15.7
積立金	10,664	2.0
投資及び出資金	2,323	0.4
貸付金	600	0.1
投資的経費	115,665	21.3
繰出金	31,610	5.8
その他	500	0.1
合計	543,000	100.0

地域別・人口世帯数

※令和8年1月末現在 町民税務課調

地区名	人口			世帯数
	男	女	計	
十日町	183	176	359	142
羽場	193	180	373	137
七日町	366	413	779	310
内町	94	85	179	75
山崎	130	111	241	79
荒屋	87	135	222	117
三枝	114	102	216	69
上台	101	99	200	56
下野明	64	69	133	43
檜台	84	71	155	46
片貝	73	55	128	42
安沢	77	90	167	56
田茂沢	43	35	78	23
蒲沢	31	28	59	27
魚清水	26	22	48	17
稲沢	95	104	199	63
宮	20	27	47	20
柳原	56	50	106	41
下向	38	43	81	26
入有屋	29	40	69	22
杉沢	12	9	21	9
外沢	20	13	33	13
上中田	19	25	44	14
下中田	33	27	60	26
小蟬	16	23	39	13
漆野	30	21	51	23
谷口	55	50	105	33
飛森	39	47	86	34
朴山	63	70	133	36
板橋	47	55	102	35
長野	11	11	22	10
計	2,249	2,286	4,535	1,657

年齢別人口

※令和8年1月末現在 町民税務課調

年齢	人口		
	男	女	計
0～4	44	45	89
5～9	79	60	139
10～14	82	90	172
15～19	97	103	200
20～24	98	58	156
25～29	74	54	128
30～34	85	62	147
35～39	104	100	204
40～44	138	101	239
45～49	156	108	264
50～54	142	127	269
55～59	130	138	268
60～64	179	189	368
65～69	213	240	453
70～74	223	216	439
75～79	206	201	407
80～84	90	146	236
85～90	70	136	206
90以上	39	112	151
計	2,249	2,286	4,535

小・中学校の児童生徒数

※令和8年4月1日 教学課調

学校別	男	女	計
金山小学校	103	86	189
金山中学校	45	57	102

交流人口 136,200人 ※令和7年度山形県観光者数調査

農 業 ※2020年農林業センサス

- 【総農家数】 447戸
- 【販売農家数】 367戸
- 【農業人口】 総数420人 (男 297人 女 123人)
- 【経営耕地面積】 総面積 1487.5ha 田 1381.9ha 畑 105ha 樹園地 0.6ha
- 【経営耕地面積規模別農家数】 総数377戸
 - (0~0.49ha) 13戸 (0.5~0.99ha) 48戸 (1.0~1.49ha) 45戸 (1.5~1.99ha) 62戸
 - (2.0~2.99ha) 74戸 (3.0~4.99ha) 64戸 (5.0ha以上) 71戸

主な農作物 (販売目的) ※2020年農林業センサス

作物名	水 稻	麦・雑穀類	いも類	豆 類	工芸農作物
作付農家数	343戸	12戸	6戸	15戸	20戸
作付面積	987ha	—	—	—	7ha
作物名	野菜類	花き・花木類	黄 桃	その他	
作付農家数	92戸	6戸	2戸	43戸	
作付面積	80ha	—	—	83ha	

家 畜 ※販売目的 ※2020年農林業センサス

- 【肉用牛】 飼養実農家数 15戸

林 業 ※2020年農林業センサス・令和5年度山形県林業統計

- 【林家数】 31戸
- 【林野面積】 12,681ha
 - (1) 国 有：6,956ha (54.8%) 公 有：129ha (0.6%) 私 有：5,597ha (44.1%)
 - (2) 人工林：5,132ha (40.8%) 天 然：7,187ha (56.7%) その他：361ha (2.5%)

商 業 ※令和3年経済センサス活動調査

- 【卸・小売業総数】 68店
- 【従業者数】 246人
- 【年間商品販売額】 34億8,942万円 (卸売業…5店 /17人 小売業…63店 /204人)

産業分類別就業者数 (15歳以上) ※令和2年国勢調査

産 業	男	女	総数
合 計	1,537	1,209	2,746
第1次産業	310	161	471
第2次産業	632	343	975
第3次産業	589	697	1,286
分類不能	6	8	14

産 業	男	女	総数
農 業	265	154	419
林 業	44	7	51
漁 業	1	0	1
鉱 業	0	0	0
建 設 業	366	34	400
製 造 業	266	309	575
電気・ガス・水道業	3	0	3
情報・通信業	2	0	2
運 輸 業	77	12	89
卸売・小売業	114	132	246

産 業	男	女	総数
金融・保険業	15	21	36
不動産業	8	5	13
学術研究・専門・技術サービス業	18	10	28
飲食店・宿泊業	36	68	104
生活関連サービス業・娯楽業	25	53	78
教育・学習支援業	29	56	85
医療・福祉業	70	240	310
複合サービス業	37	20	57
サービス業	68	30	98
公 務	87	50	137
分類不能	6	8	14

道路・橋 ※令和7年3月 環境整備課調

道路実延長	213.1km	舗装延長	165.1km	舗装率	77.5%
【国 道】 実延長	27.7km	舗装延長	27.7km	舗装率	100.0%
【県 道】 実延長	33.1km	舗装延長	33.1km	舗装率	100.0%
【町 道】 実延長	152.3km	舗装延長	104.3km	舗装率	68.5%
	改良延長	93.9km	改良率	61.7%	
【 橋 】	国道24橋	県道16橋	町道77橋	(うち3橋は歩道橋)	
【トンネル】	柘沢トンネル69m	主寝坂トンネル808m	新主寝坂トンネル2,944m		

名所・旧跡・伝統芸能・祭

【名所・旧跡】 円称寺、宝円寺、安沢山清竜寺跡、谷口銀山跡、楯山城跡、歴史の門、旧羽州街道日当の松並木、主寝坂峠、竜馬山、岩田地蔵、子安観音、戊辰戦争三本松戦跡、仙台藩士戊辰戦争没碑、柘沢ダム、神室ダム、グリーンバレー神室（神室スキー場）、日輪舎、ふれあいの森、ホットハウスカムロ（温泉）、シェーネスハイム金山、遊学の森、カムロファーム、風の丘公園、杉の美林、国道13号主寝坂道路カルバート壁画（上中田、下中田、旧主寝坂）、役場庁舎内大壁画、イザベラ・バード記念碑、大美輪、文学碑（西田羽長坊、結城哀草果、田山花袋、佐竹義和、細川加賀、樋渡迷月、梁川播磨）、上中田伊夜彦神社、蔵史館、㊦（マルコ）の蔵、ポケットパーク、八幡神社、交流サロンぼすと、大堰と鯉、大堰公園、めがね堰、きごころ橋

【伝統芸能・祭】 稲沢番楽、柳原番楽、安沢歌舞伎、金山まつり

名産

米（つや姫、雪若丸、はえぬき、酒米）、山菜（たらの芽、うるい、わらび）、金山杉建材、金山杉加工品、米の娘ぶた、ニラ、漆野いんげん、イワナ、ヤマメ、鯉の甘煮、ごぼう菓子、ラーメン、くじら餅、くるみまんじゅう、いがら餅、しそ巻き、純米吟醸酒「稲露」「金山田楽」純米酒「神室山楽」、つや極み焼酎「金山」、メープルシロップ「楓の雫」、金山杉アロマオイル

気象 ※2025年金山町 気象庁ホームページ

気象項目	年間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	単位	
気温	最高気温	37.0	5.2	10.9	13.1	22.8	28.3	32.9	36.6	37.0	32.3	25.9	16.4	12.5	℃
	最低気温	-8.6	-8.6	-8.5	-5.1	-3.2	2.1	9.5	16.1	16.7	11.5	-0.9	-1.8	-6.1	
	平均	11.6	-0.6	-0.8	2.9	9.1	14.6	21.0	26.1	25.3	20.8	13.1	6.2	1.7	
降水量	日最大	47.0	30.5	21.0	21.5	32.5	33.5	16.0	5.0	30.0	47.0	44.5	40.0	32.5	mm
	総量	271.5	210.0	184.5	82.0	167.0	150.5	63.0	9.5	191.0	220.5	190.0	173.5	271.5	
日照時間	239.1	30.7	49.0	82.5	74.0	150.8	194.2	239.1	207.1	145.5	126.0	88.4	39.5	時間	

金山町まちづくり基本条例をここに公布する。

令和4年3月11日 金山町長 佐藤 英司

金山町条例第1号 金山町まちづくり基本条例

金山町自律のまちづくり基本条例（平成18年3月金山町条例第11号）の全部を改正する。

（前文）

私たち町民は、「美しい自然 清い心の町 金山」を恒久テーマとして、先人が築き上げてきた文化・伝統を引き継ぎ、すべての町民の総意と英知により、すべての町民が主体的に希望をもって生涯活躍できる、持続可能な地域社会の実現を目指していかねばなりません。

そのためには、町が町政運営の責任を的確に果たすとともに、町民一人ひとりが自らの意思と責任によってまちづくりに参画し、町や議会、地域とともにそれぞれの役割を担って協働のまちづくりを進める必要があります。

私たち町民は、ここに金山町のまちづくりの理念を明らかにし、すべての町民が希望をもって生涯活躍できるまちを実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、金山町におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、住民自治の実現を図り、すべての町民が希望をもって生涯活躍できるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）まちづくり 公共の福祉を増進し、町民の幸福を実現するために行われる町政及びすべての公益的な取り組み

（2）協働 個人や企業・組織及び公的機関が、それぞれの役割や責務を認識し、対等な立場で協力し合い、行動すること（まちづくりの基本理念）

第3条 まちづくりの主役はすべての町民であり、町は、町民主体のまちづくりを行うものとする。

2 町民と町は、情報の共有と町民の自発的な参画により、互いの果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、協働してまちづくりを進めるものとする。

（町の責務）

第4条 町は、町民主体のまちづくりを推進するため、必要な施策を講じ、協働してまちづくりを進めるものとする。

2 町は、地域コミュニティにおける、地域の主体的なまちづくり活動を支援するものとする。

（町長の責務）

第5条 町長は、町政の代表者として公正かつ誠実に町政の執行にあたり、まちづくりの推進に努めるものとする。

（議会の責務）

第6条 議会は、町民の意思を町政に反映させるため、その機能を発揮し協働のまちづくりに積極的に関わるものとする。

（町民の権利と責務）

第7条 町民は、町の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参画する権利を有する。

2 町民は、まちづくりの基本理念のもと、主体的にまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

（説明責任）

第8条 町は、施策の立案、決定及び実施に当たっては、その必要性及び妥当性を町民に説明する責任を果たすものとする。

（情報の共有及び公開）

第9条 町は、町の保有する情報を、町民と町が共有することが不可欠であるとの認識の下、これを取り扱うとともに、まちづくりに必要な情報の公開に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第10条 町は、個人情報の保護に努めるものとする。

（計画等策定への参加）

第11条 町は、町民生活に必要な計画等の策定にあたっては、町民の意見を聴くとともに、当該計画案の内容を公表し、計画等に反映するよう努めるものとする。

（総合計画等）

第12条 町は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、まちづくりの指針となる計画（以下、「総合計画」という。）を策定し、各分野の計画相互間の体系化に努めるものとする。

2 町は、各計画の進行管理を的確に行い、新たな行政需要にも対応できるよう常に事業の見直しや検討を加えるものとする。（評価の実施）

第13条 町は、行政課題や町民のニーズに対応した能率的かつ効果的な町政運営を進めるため、常に最もふさわしい方法で施策等の評価を実施し、施策等への反映に努めるものとする。

（財政運営）

第14条 町は、財政計画に基づく健全な財政運営に努めるとともに、財政状況について積極的に公表するものとする。

（組織）

第15条 町の組織は、機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、柔軟に編成するものとする。

（連携）

第16条 町は、行政サービスの向上や効率的な行政運営を図るため、他の自治体、国及び他の機関等との連携及び協力に努めるものとする。

（条例の見直し）

第17条 町は、町民の意見又は社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認める場合は、この条例の見直しを行う等の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

金山町公文書公開条例

昭和57年3月19日金山町条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定め、民主的にして効率的な行政運営を図り、健全な町の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 公文書の公開は、住民と行政が一体となって、地方自治に関する理解と認識を深め、より開かれた行政の確立をめざし、もって健康で文化的な町づくりを推進することを基本理念として行うものとする。

（定義）

第3条 この条例における用語の定義は、次に掲げる各号の定めるところによる。

（1）住民とは、町内に住所を有する個人、町内に事務所又は事業所を置く法人（勤務する個人を含む。）及び町内の高等学校に在学する個人をいう。

（2）公文書とは、町の職員が職務に関して作成し、又は入手した文書、図画、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）で町長等が所持又は保管しているものをいう。

（3）町長等とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいう。

（公文書の公開）

第4条 住民は、町長等に、公文書の閲覧、謄写等（以下「閲覧等」という。）を請求することができる。

- 2 町長等は、前項の請求があったときは、次条各号のいずれかに該当するものを除き、これを公開しなければならない。
- 3 町長等は、閲覧等の請求に係る公文書が公開できるものではないものが包括処理されている場合で、公開できる部分を合理的に分離できるときは、当該部分について公開しなければならない。

(公開できない公文書)

第5条 町長等は、次の各号に掲げる公文書について公開することができない。

- (1) 個人の思想、信条、宗教、職業、取引、経歴、犯罪、財産、所得、身体特徴、健康状態、学業成績、考案、発見、その他もっぱら個人に関するもので、公開することにより個人の権利、名誉、利益又は幸福を害するおそれがあると認められるもの
- (2) 法律、条例等により非公開とされているもの
- (3) 法人又は団体等に関するもので、公開することにより当該法人又は団体等に著しい不利益をもたらすおそれがあると認められるもの。ただし、住民の生命、健康又は安全に重大な影響をおよぼすおそれがあると認められるものは除く。
- (4) 各種試験問題及びその解答並びに行政上の取締り、検査の計画及び競争入札の予定価格等一定の期間公開しないことが行政上必要であると認められるもの
- (5) 行政施策等の決定に関する町の機関の内部で出された提案、意見又は他の行政機関との意見交換等で、公開することにより行政の公平又は円滑な運営を妨げるおそれがあると認められるもの
- (6) その他、町長等が第8条に定める公文書公開審査会の意見を聴き、適当と認められるもの

(公開手続等)

第6条 住民は、第4条第1項により公文書の閲覧等を請求するときは、別に定める様式により当該文書の内容を具体的に記載し、町長等に申請しなければならない。

- 2 町長等は、前項の請求があったときは、すみやかに公開の可否を決定しなければならない。
- 3 町長等は、第1項の請求に係る公文書が複雑であったり、又は特定することが困難である等その他の理由によりすみやかに公開の可否の決定ができないときは、請求のあった日の翌日から起算して14日以内に公開の可否についてその理由を附し、当該請求者に通知しなければならない。
- 4 町長等は、第1項の請求に係る公文書が使用中又は大量である等の理由により、すみやかに公開することができないときは、請求のあった日の翌日から起算して14日以内に公開しなければならない。
- 5 住民は、閲覧等を行うときは、町長等が指定する場所と方法により、通常の執務時間内に事務を妨げない方法で行わなければならない。

(審査請求及びその処置)

第7条 前条の決定又は閲覧等の請求に係る不作為に対し、異議のあるときは、町長等に審査請求をすることができる。ただし、審査請求は、当該処置のあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内にななければならない。

- 2 前条の決定又は閲覧等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。
- 3 町長等は、第1項による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、次条に定める公文書公開審査会に対し、当該審査請求がされた日の翌日から起算して14日以内に当該審査請求について審査を求めなければならない。
 - (1) 審査請求が不合法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合
- 4 町長等は、次条第4項により審査の報告があったときは、そ

の報告を十分に尊重し裁決しなければならない。

- 5 町長等は、審査会の報告があった日の翌日から起算して14日以内に裁決の結果について理由を附し、審査請求者に通知しなければならない。

(公文書公開審査会)

第8条 町に公文書公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、5人の委員をもって組織し、町長が議会の同意を得て住民の中から任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その残任期間とする。
- 4 審査会は、前条第2項により審査を求められたときは、異議申立て事由並びに当該公文書の内容を審査し、その結果を審査を求められた日の翌日から起算して14日以内に町長等に報告しなければならない。
- 5 審査会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(指定管理者の公文書公開)

第9条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

- 2 町長等は、前項の公の施設に関する文書であって町長等が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を町長等に提出するよう求めるものとする。
- 3 前2項の文書の範囲その他これらの規定による文書の公開及び提出に関し必要な事項については、町長等が別に定める。

(手数料)

第10条 手数料については、金山町使用料及び手数料条例(昭和38年金山町条例第30号)の定めるところによる。

(適用除外)

第11条 法律、他の条例等に公文書の閲覧等に関し、必要な事項について規定がある場合は、この条例は適用しない。

(委任)

第12条 この条例で定めるもののほか、この条例の実施について必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(適用範囲)

- 2 この条例の適用範囲は、当分の間、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 昭和57年3月31日以前に作成し、又は入手した公文書で永久保存及び10年保存とされているもの
- (2) 昭和57年4月1日以後に作成又は入手した公文書

金山町議会基本条例

平成26年3月14日金山町条例第10号

(前文)

金山町民の直接選挙で選ばれた議員によって構成される金山町議会は、昭和57年全国に先駆けて制定された「金山町公文書公開条例」並びに平成10年に制定された「金山町議会公文書公開条例」の理念である「町民と一体のより開かれた町づくり」をこれからも念頭に据えなければならない。

さらに、議会は町長とともに住民を代表する機関としての二元代表制のもと、地方分権が着実に進みつつあるなかで、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大していることから、常に町民の意向が反映される「開かれた議会運営」を推進することが求められる。

議員は、常に自己研さんを心がけ、議会議員としての役割と責任を強く自覚し、主体的、機動的な議会活動を実践して、「町民の信託に応える豊かな町づくり」のため、絶えず努力を続けるものとする。

よって、議員及び議会活動の基本指針として、ここに本条例を制定する。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、住民自治にふさわしい、町民に開かれた議会及び議会活動に必要な議会運営の基本的な事項を定め、議会及び町政の情報公開と町民参加を基本とし、町民の信託に応え、金山町の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民の代表機関として次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 公正、公平及び公開を重視し、町民に開かれた議会を目指すこと
- (2) 町民の代表という立場から、町政運営が適正であるかどうかを常に監視し、評価すること
- (3) 議員間の自由かつ適度な討議を重んじること
- (4) 町民の多様な意見を町政に反映させるため、意見交換の場を設け、町民参加の機会確保に努めること
- (5) 議会運営は、議会及び町政に対する町民の関心が高まるよう、分かりやすい視点及び方法で行うよう努めること

(議員の活動原則)

第3条 議員は次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員は、議会が言論の府であるとともに、合議制機関であることを認識し活動すること
- (2) 議員としての品位及び秩序を保ち活動すること
- (3) 特定の地域、団体及び個人の代表にとどまらず、全体の奉仕者として、町民全体の福祉向上を目指して活動すること
- (4) 町民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める研さんを重ね、町民の代表にふさわしい活動をする

第3章 町民と議会の関係

(町民と議会の関係)

第4条 議会は、町民に対し積極的に情報を発信するとともに、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、町民、各種団体及び地域との連携を図り、広報及び公聴活動を強化し、町民の意見を政策の立案に反映させるよう努めるものとする。

3 議会が行う会議は、公開を原則とし、町民が傍聴しやすい環境整備に努めるものとする。

4 議会は、請願等の審査において、必要により提出者の意見を聴取する機会を設けることができる。

(議会報告会)

第5条 議会は、町民の参加と連携を高める方策として、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して、議会としての政策形成、政策提言その他の議会活動に反映させるものとする。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、議会及び町政に係る情報を常に町民に対しわかりやすい表現で周知するとともに、より多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

2 前項の広報活動は、情報技術の発展を踏まえ、多様な広報手段を活用するものとする。

第4章 行政と議会の関係

(行政と議会の関係)

第7条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、町長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たすものとする。

2 議員が町長又は執行機関職員と質疑応答を行う際は、案件の論点及び争点を明確にし、十分な質疑のもとに政策の立案と提言につながるよう努めるものとする。

3 定例会における一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にして行うものとする。

(監視及び評価)

第8条 議会は、町長等の事務執行について監視を行い、諸施策について効果を検証し、評価するものとする。

第5章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第9条 議会は、地方議会のあり方を常に議論し、絶えず議会改革を推し進めるよう努めるものとする。

(議員の定数及び報酬)

第10条 議員の定数及び報酬は、別に条例で定める。

2 議員の定数及び報酬は、任期中につき1回以上、検討するものとする。

3 議員の定数及び報酬の改正にあたっては、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取し、尊重するものとする。

第6章 議員の政治倫理及び議会の最高規範性

(議員の政治倫理)

第11条 議員は、町民全体の代表者として倫理を保持する必要性を常に自覚し、町民及び行政機関に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な執務を妨げたり、町民の疑惑を招いたりするような行動をしてはならない。

(議会の最高規範性)

第12条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に関する条例、規則及び規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する法令等の条項を解釈し運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

第7章 検証及び見直し手続き

(検証及び見直し手続き)

第13条 議会は、議会運営がこの条例の目的に即して行われているかを絶えず検証し、必要と認めるときは全議員で見直しを検討するものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本議会において改正理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

金山町議会公文書公開条例

平成10年12月25日金山町条例第45号

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利に関し必要な事項を定め、より民主的で開かれた議会運営を図るとともに、住民の理解と信頼の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会が保有する公文書の公開は、民主的な議会を築き、公正で開かれた議会運営と住民の理解及び信頼関係を深め、地方自治の本旨に即した議会の確立をめざし、もって健康で文化的な町づくりを推進することを基本理念として行うものとする。

(定義)

第3条 この条例における用語の定義は、次に掲げる各号の定めるところによる。

(1) 住民とは、町内に住所を有する個人及び町内に事務所・事業所を置く法人(勤務する個人を含む。)及び町内の高等学校に在学する個人をいう。

(2) 公文書とは、議会の職員が職務上作成し、又は入手した文

書・図画・写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）で決裁又は供覧が終了し、議会が所持、又は管理しているものをいう。

（公文書の公開）

第4条 住民は、議会に、公文書の閲覧・謄写等（以下「閲覧等」という。）を請求することができる。

2 議会は、前項の請求があったときは、次条各号のいずれかに該当するものを除き、これを公開しなければならない。

3 議会は、閲覧等の請求に係る公文書が公開できるものとできないものとが包括処理されている場合で、公開できる部分を合理的に分離できるときは、当該部分について公開しなければならない。

4 議会は、この条例の解釈及び運用に当たっては、住民の公文書の公開を請求する権利を十分に尊重するものとする。この場合において、議会は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

5 住民は、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

（公開できない公文書）

第5条 議会は、次の各号に掲げる公文書について、公開することができない。

（1）法令、条例等により非公開とされているもの

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法令、条例等の定めるところにより何人でも閲覧することができるものとされているもの

イ 公表することを目的として作成し、又は入手した情報

ウ 法令、条例等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に作成し、又は入手した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの

（3）法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の事業運営上の地位等が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人命、身体及び健康を保護するために、公開することが必要であると認められるもの

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められるもの

（4）監査、検査、契約、争訟、交渉、渉外、試験その他町が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は適正な執行に支障が生ずるおそれがあるもの

（5）町の機関内部又は機関相互における審議、検討等の政策形成過程における情報であって、公開することにより、公正又は適正な政策形成に支障が生ずるおそれがあるもの

（6）国、地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との協議、国等からの依頼に基づき作成し、又は入手した情報であって、公開することにより、国等との協力関係が損なわれると認められるもの

（7）行政上の義務に違反する行為の取締り又は犯罪の捜査に関する情報であって、公開することにより、その遂行に支障が生ずるおそれがあるもの

（公開手続等）

第6条 第4条の規定に基づき公文書の公開を請求しようとするものは、議会に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

（1）氏名及び住所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

（2）公文書の名称その他請求に係る公文書を特定するために必要な事項

（3）前2号に掲げるもののほか、議会が定める事項

2 議会は、前項の請求書を受理したときは、すみやかに公開の可否を決定しなければならない。

3 議会は、第1項の請求書に係る公文書が複雑であったり、又は特定することが困難である等その他の理由によりすみやかに公開の可否の決定ができないときは、請求のあった日の翌日から起算して14日以内に公開の可否についてその理由を附し、当該請求者に通知しなければならない。

4 議会は、請求に係る公文書の全部又は一部について公文書の公開をしない旨の決定をする場合において、一定の期間の経過により請求に係る公文書の全部又は一部について公文書の公開をすることができるようになることが明らかであるときは、第3項に規定する通知書にその旨を付記するものとする。

5 議会は、第2項の規定による決定をする場合において、請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第6条の2 前条第2項の決定又は閲覧等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査請求及びその措置）

第7条 議会は、第6条第2項の決定又は閲覧等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議会が別に定める手続により、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（第三者から当該公文書の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

（情報提供施策の拡充）

第8条 議会は、情報公開を総合的に推進するため、公文書の公開を行うほか、議会に関する情報を住民が的確かつ容易に得られるよう情報提供施策の拡充を図るように努めるものとする。

（手数料）

第9条 手数料は、金山町使用料及び手数料条例（昭和38年金山町条例第30号）の規定に定めるところによる。

（適用除外）

第10条 この条例は、法律、条例等の規定による閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、適用しない。

（委任）

第11条 この条例で定めるもののほか、この条例の実施について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（適用範囲）

2 この条例の適用範囲は、当分の間、次の各号に掲げるものとする。

（1）平成11年3月31日以前に作成し、又は入手した公文書で永久保存及び10年保存とされているもの

（2）平成11年4月1日以後に作成又は入手した公文書

3 議会は、前項各号に規定する公文書以外の公文書について、公文書の公開の申出があった場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

◇◇ 金山町のあゆみ ◇◇

大正	14年	1月	町制施行。	昭和	57年	6月	町立病院新築オープン。
		5月	上台分教場（後の三枝分校）校舎落成。		58年	5月	老人福祉センターオープン。
昭和	9年	9月	室戸台風通過。大きな被害。		59年	3月	新金山町基本構想策定。 「街並みづくり100年運動」提唱。
	12年	7月	蒲沢鉱山の発掘。		60年	4月	勤労者体育センター完成。
	14年		杉沢冬季分校開設。		61年	3月	街並み景観条例制定。
	16年	12月	第二次世界大戦開戦。 小学校が国民学校になる。		11月	中田小学校新校舎完成。	
	19年	1月	金山国民学校が焼失。		62年	11月	中央公民館が優良公民館として文部大臣表彰受賞。
	20年	8月	空襲にあう。終戦をむかえる。		63年	4月	杉沢冬季分校廃校。
	21年		農地改革行われる。	平成	元年	2月	全国高校スキー大会男子リレーで金山高校が3度目の全国優勝。
	22年	5月	学制革命6・3制始まる。		2年	1月	神室スキー場オープン。
	26年	6月	金山高校新校舎、町立病院落成。 かねやま広報創刊号を発刊。		4年	3月	金山中学校新校舎完成。
	27年		金山商工会発足。		6月	みずぎ荘オープン。	
	29年	8月	金山町保育園開設。		10月	べにばな国体で「男女混合綱引」開催。 金山初の温泉施設「ホットハウスカムロ」オープン。	
	30年	8月	金山新橋（78.2m）竣工。		5年	3月	もうひとつ先の金山へ「全町公園化構想」まとまる。
	32年	2月	町の歌制定。		10月	神室ダム竣工（総事業費205億円）。	
	33年	3月	第1回白銀少年スキー選手権大会開催。		6年	10月	都市景観大賞（建設大臣賞）を受賞。
		4月	第1回金山町公民館大会開催。		11月	街並みづくり資料館（蔵史館）竣工。	
	34年	8月	金山中学校新校舎落成。		12月	新火葬場完成。	
		11月	東京金山会が発足。		8年	3月	谷口・漆野分校閉校。
	35年	1月	栗田栄治選手、スコーパーレー冬季オリンピックに出場。		9年	4月	多子奨励出産祝金制度創設。
		11月	中学校寄宿舎始まる。		10月	「環境美化の推進等に関する条例」施行。	
	36年	3月	金山中央公民館（高校前）が完成。		11月	地方自治法施行50周年記念「自治大臣表彰」受賞。	
	38年	11月	明安小学校新校舎落成。		10年	3月	金山町総合発展計画策定。（金山町21世紀歴史時刻計画） 「シェーネスハイム金山」開業。
	39年	9月	東京オリンピック聖火、金山をリレー。				ゴミの分別収集と有料化スタート。
	40年	5月	集団赤痢発生。		11年	12月	山形新幹線つばさ新庄延伸開業。
		6月	樹沢ダム完成。 金山～及位間全面舗装。		12年	10月	教育委員会「新適時適育で子どもの自律をうながす」出版。
	42年	1月	町営火葬場完成。		13年	3月	毎日新聞地方自治大賞最優秀賞受賞。
		8月	町民プール完成。				朴山・田茂沢分校閉校。
	43年	10月	金山農協の新事務所完成。		4月	金山中学校・金山高校の中高一貫教育スタート。	
	44年	4月	住民基本台帳制度始まる。		7月	通算第11回町民運動会（19年ぶりの復活）。	
		4月	行政地区組織を31地区に組織替え。		14年	1月	明安小学校新校舎完成。
		6月	中央公民館完成。		3月	公共下水道事業供用開始。	
	46年	3月	三枝分校閉校。		4月	金山健康ふれあいスポーツクラブ設立。	
		7月	明安小プール完成。		5月	交流サロン「ぼすと」オープン。	
	47年	1月	札幌オリンピック聖火、金山をリレー。				「稲沢番衆」が山形県指定無形民俗文化財に指定。
		4月	小・中学校完全給食開始。		6月	第53回全国植樹祭が遊学の森で開催。 緑の憲章制定（町の木：金山杉、ぶな、やまぼうし）。	
		6月	町章を公募により制定。 育英事業第1回奨学生決定。		15年	6月	山形県「遊学の森」オープン。
		7月	中田小プール完成。		10月	国民文化祭やまがた「美しい街並み文化祭」開催。	
		10月	第1回町民運動会開催。		16年	4月	「安全で安心して生活できる元気なまちづくり条例」施行。
		12月	出稼ぎ者1,398人を記録。		11月	きごころ橋完成。	
	48年	3月	広域消防金山分署が業務開始。		17年	6月	ちょうほう屋オープン。
		7月	有屋小プール完成。		10月	交流サロンぼすとに「森の子ども図書コーナー」オープン。	
		9月	町民運動場完成。		11月	主寝坂道路トンネル開通。	
	49年	2月	積雪2m85cmを記録。		18年	3月	「自律のまちづくり基本条例」制定。
		3月	金山町総合計画基本構想まとまる。		20年	3月	主寝坂道路全線開通。
		8月	金山川豪雨災害（被害額16億1,787万円）。 町民グラウンドにナイター設備完成。 町制50周年記念式典開催。		4月	大堰公園開園。 町立病院から町立金山診療所に改称し新スタート。	
	50年	8月	豪雨災害（被害額23億1,000万円）。		22年	4月	もがみ北部商工会金山支部が開始。
	51年	4月	めばえ幼稚園完成。		6月	「美しいまちなみ大賞」（国土交通大臣賞）受賞。	
		5月	生活合理化会費制結婚式本格化。		23年	3月	東日本大震災（M9.0）発生。
	52年	3月	町営住宅完成。		4月	認定こども園「めごたま」開園。	
		5月	金山町体育協会設立。		25年	3月	ホットハウスカムロに木質チップボイラー施設完成。
	53年	6月	新金山小学校校舎完成。		6月	金山町街角交流施設「マルコの蔵」竣工。	
		8月	住宅建築コンクール始まる。		26年	4月	中田小学校が廃校し金山小学校に編入。 金山高等学校が新庄南高等学校金山校に名称変更。
	54年	3月	林業センター、金小体育館完成。		10月	第38回全国育樹祭が遊学の森で開催。	
		4月	金山町芸術文化協会が設立。		27年	12月	第一貸工場（山形アキレスエアロン株式会社）竣工。
		5月	金山町スポーツ少年団本部設立。		28年	11月	第二貸工場（株式会社大商金山牧場）竣工。
		6月	福祉バス運行開始。		29年	7月	認定こども園めごたま新園舎開園。
		11月	第1回産業まつり開催。		30年	3月	東北中央自動車道「金山道路」事業化決定。
	55年	4月	防災広報行政無線本格放送開始。	令和	元年	3月	ホームページが全面リニューアル。
		4月	新郵便局オープン。 有屋小新校舎完成。		3年	4月	町立金山診療所が無床診療所へ移行。
		5月	みどりの少年団結成。		4年	4月	有屋小学校・明安小学校が廃校し金山小学校に編入。
		7月	役場新庁舎完成。 金山高校新庁舎完成。		5年	4月	老人福祉センターから地域福祉センターに改称し新スタート。
		11月	広域水道スタート。		6年	6月	金山小学校創立150周年記念式典開催。
	56年	6月	林業者トレーニングセンターオープン。		10月	金山町町制施行100周年記念式典開催。	
		10月	週2回米飯給食スタート。		7年	1月	金山町町制施行100周年。
	57年	3月	公文書公開条例制定。		8年	1月	役場第2庁舎オープン。
		3月	農村環境改善センター完成。		4月	県立新庄南高等学校金山校が県立新庄神室産業高等学校金山校に名称変更。	

町の花

かたくり



保全活動も活発に行われ群生地もあり、発芽から7～8年の四季が巡りようやく花が咲く。春を告げる花として親しみがある。群生地の保全により、美しい里山の風景を未来へ継承していく。

町の鳥

熊鷹



県内では最上地方を中心に300～500羽の生息が推測される絶滅危惧種の猛禽類。町内では杉沢、有屋、飛森付近でよく見られ、森の王者とも呼ばれる。金山三山のひとつに熊鷹森(390m)があり、町民にとって身近な存在。新しい時代を雄大に羽ばたくシンボルにふさわしい。

町の木

金山杉



金山町の文化、産業、住宅、そして景観に深く関わりを持ち、町民と町の発展性の象徴として、天空に向かって真っ直ぐに伸びていく「金山杉」

やまぼうし



白い花(四枚の苞片)や球状の赤い実をつける美しさは、この町に住む人の心を表す「やまぼうし」

ぶな



山形県の母なる川「最上川」の支川の最上流域に位置する「水清き町金山」に、四季を彩りながら清らかな水や爽やかな空気をもたらす、豊かな自然環境の証である「ぶな」

制作・発行／山形県金山町

〒999-5402 最上郡金山町大字金山324-1
TEL 0233-52-2111 FAX 0233-52-2004
URL <http://www.town.kaneyama.yamagata.jp/>
E-mail info@town.kaneyama.yamagata.jp